国土交通省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

00 交通政策審議会令(平成十二年政令第三百号)(抄)国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号) (附則第二項関係)(抄)(本則関係)

34 1

第一章 本省 第一章 本省 第一章 本省 第一章 本省 第一節 秘書官(第一条) 第二節 內部部局等 第二節 內部部局等 第二節 內部部局等 第三款 特別な職の設置等(第十八条—第二十一条) 第三款 特別な職の設置等(第十十条—第二十一条) 第三計 大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の 第一計 大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の 第一計 大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の 第一計 大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の 第三款 課の設置等 第二目 松合政策局(第二十二条—第三十五条) 第二目 松合政策局(第三十二条—第三十一条) 第二目 松音政策局(第三十二条—第二十一条—第百四十一条) 第十日 物流・自動車局(第百四十二条—第百二十一条—第百四十一条) 第十四目 北海道局(第百四十二条—第百八十一条) 第十五目 政策統括官(第百八十二条—第百八十一条) 第十五目 政策統括官(第百八十二条—第百八十九条)	改 正 案
第一章 本省 第一章 本省 第一章 本省 第一節 秘書官(第一条) 第二節 内部部局等 第二節 内部部局等 第二款 特別な職の設置等(第二十二条)第三款 特別な職の設置等(第二十二条)第三計 課の設置等 第二目 総合政策局(第二十二条—第二十一条)第三目 財政策局(第二十二条—第二十一条)第二目 松管理・国土保全局(第七十条—第六十一条)第十目 住宅局(第百五条—第百二十一条—第十一目 海事局(第百五十二条—第百二十九条の二)第十日 自動車局(第百五十二条—第百二十九条の二)第十日 財政 (第百五十七条—第百二十九条) 第十二目 港湾局(第百五十七条—第百二十九条) 第十二目 港湾局(第百五十七条—第百二十九条)第十二目 地海道局(第百九十二条—第百八十一条)第十五目 政策統括官(第百九十条)第一十五十五十五条)第十五日 政策統括官(第百九十二条)第三節 審議会等(第百九十一条)	現

第 Ŧī. 方支分部 方整備局

(第二百六条 第二 百 딨

北 地 海道開発局 (第二百九条 —第二百十一条

第三款 地方航空局地方運輸局 (第二百十七条・第二百十八条) (第二百十二条—第二百十六条)

第 五 款 款 航 空交通管制部 (第二百十九条·第二百二十条)

第二章 外局

節 観光庁

第一款 内部部局 特別な職 (第二百二十一条・第二百二十二条)

第二款 (第二百二十三条―第二百二十四条の十)

第二節 気象庁

第一款

第 第 二 款 施設等機関(第二百三十四条―第二百三十九条)内部部局(第二百二十七条―第二百三十三条)特別な職(第二百二十五条・第二百二十六条)

第四款 地方支分部局(第二百四十条—第二百四十二条

第三節 運輸安全委員会事務局

第一款 (第二百四十三条)

内部部局 特別な職 (第二百四十三条の二― 第二百四十三 条の

第四 節 海上保安庁 九

款 内部部局 特別な職 (第二百四十四条・第二百四 + 五

第 第 二 款 (第二百四十六条-一第二百五十三条〕

施設等機関 (第二百五十四条—— 第二百五十七条) 五十九条

兀 地 方支分部 局 (第二百 五十八条・ 第二百

附 則

大臣 官房及び局並 びに政策統括官及び国際統括官の設置等)

び国際統括官一人を置く。

総合政策局

第二条 本省に、 大臣官房及び次の 十三局並びに政策統括官二人及

> 第 Ŧ.

北海道開発局地方整備局(第 (第二百六条—

(第二百九条 第二百十一条

第二百

八

第四款 第三款 地方航空局地方運輸局 (第二百十七条・第二百十八条) (第二百十二条—第二百十六条)

第五 款 航空交通管制部 (第二百十九条・ 第二百二十条)

第二 章 外局

第一款 節 観光庁 (第二百二十一条•

第二款 内部部局 特別な職 (第二百二十三条―第二百二十四条の十) 第二百二十二条)

第二節 気象庁

第一款 内部部局 帯別な職 (第二百二十七条—第二百三十三条) (第二百二十五

条・第二百二十六条

第三款款 施設等機関 (第二百三十四条—第二百三十九条)

第四款 地方支分部局(第二百四十条—第二百四十二条

第三節 運輸安全委員会事務局

第一款 (第二百四十三条)

第二款 内部部局 職 (第二百四 十三条の二― 第二百四 十三条

第四 第 節 款 海上保安庁 (第二百四十四条・

第 二 款 内部 部 局 な 職 (第二百四十六条 第二百五 十三条

第二百

匹 十五

施設等機関 (第二百五十四条— 第二百五十七条)

款 方支分部局 (第二百五十八 へ 条 ・ 第二百五十九条)

附 則

第四

第二条 び国際統括官一人を置く。 (大臣官房及び局並びに政策統括官及び国際統括官の設置等) 本省に、 大臣官房及び 次の 十三局 並び に政策統括官二人及

総合政 策局

建局

市 動 産 設 経 済

局

水 都 玉 土保

全

鉄 住 道 路 店 局 局 理

海物 事 流 自 動 車 局

港

空 湾 道局局局

2

交 水 道部 大臣 通 管制部を置く。 :及び砂防部を、航空局に航空ネットワ.官房に官庁営繕部を、水管理・国土保 トワーク部、安全部R 土保全局に水資源部、 シ 部、 及 び 下

合

政 策 政 局 策の

第

兀 玉 の国 土交通省 政 土 総 策の 交通 合 企 省 \mathcal{O} 画 局 \mathcal{O} 所掌事 は、 所掌事務の総括に関すること。 及び立案並 次に掲げる事務 務に関っ びに当該政策を実施 する総合的 を 0 かつ基本的なかるどる。 するため な方針 É 必要

大臣官房及び他局並びに政するために必要な国土交通 るも に関 国 土交通省 する基を のを除っ \mathcal{O} 本的な政策の 的な政策の企画及び立案並びに当該政所掌に係る施策に関し横断的な処理を 策統 省 \mathcal{O} 所掌事務の総括に関すること 括官 及び国際]際統括: 官 を要 \mathcal{O} 政策を実: 所掌に へする 施 属 事 $\overline{}$

臣 \mathcal{O} 本の 所掌に属するもの 整合的 か つ効・ を除 率的 な整 備 \mathcal{O} 推 進 に 関 すること 大

合的な交通体系の整備に関すること。

五四 その 他 0) 地 域的 な交通 に関する基 本的 な 計 画 及 び

地

策 建局

動 産 設 経 済 局

市

局

管 理 玉 土保 全局

道 鉄 住 道常局是路局

自 動 車 局

海

大臣 道部及び砂防部を、航空大臣官房に官庁営繕部を北海道局 北 航 港 を、

2

交 水通 道

管制部を置く。

航空局に航空ネットワ

ク 部、

安全部

水管理・国

土保

全局に水資

源

部

及び下

合 政 策 局 0 所 掌

兀 条 総 合政 策 局 次に . 掲 がげる事 務 をつ さどる。

第

な国 他 の国 1土交通 土交通 政 策の 省の 省の 企 画 及び 所 所 学事 掌事 立 案並 務に関 務 0 総括に関すること。 び しに当該 する総合的 政策 ※を実施 かつ基本的 するために な方針 そ 必 要の

大臣 す 項 するため るもの 国土交通 官房 関する基本的な政 いに必要 及び他局並び 巡省の な国 所掌に係る施策 土交通 策の に 政 省の 企画 策 統 所掌事: 固及び立 括官及び た関し横断 案並び 務の総括に関すること(国 国際統括· 的 に当 な処 官の 該 理 を要 政 所掌に 4策を実 くする 属 施事

社会資 本の 所 /掌に属するもの 整合的 か 0 効 を除 率的 な整 備 0 推 進 に 関 すること

大

を除

いな交通 !体系の整備に関すること。

五四 市 交通 他 0) 地 域 的 な交通に関する基本 的 な 計 画 及 び 地

を除く。)。 域における交通調整に関すること(都市局の所掌に属するもの

六 0) 公共交通 助 成に関すること。 \mathcal{O} 確 保 及び しその 機 能 \mathcal{O} 改 善 に 関する 総 合 的 な 事

する業務に関すること。

「百八十号)第十三条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯百八十号)第十三条第一項第九号に掲げる業務及びこれに附帯政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、平成十四年法律第七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行

営一般に関すること。
ハ 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の組織及び運

ること(海上保安庁並びに海事局及び港湾局の所掌に属するもる海洋汚染等をいう。以下同じ。)及び海上災害の防止に関す昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十五号の二に規定す九 海洋汚染等(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(営一般に関すること。

九年法律第三十四号)の施行に関すること。 十 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律(平成十

。)。
るものに関すること(気象庁及び他局の所掌に属するものを除業務の高度化その他の交通の発達及び改善並びに気象業務に係-一 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、航空保安-

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

を除く。)。 域における交通調整に関すること(都市局の所掌に属するも

公共交通 関 \mathcal{O} 確 保 及 び その 機 能 \mathcal{O} 改善に 関 する総合的 な 事

業の 百八十号)第十三条第一 政法人鉄道建設・運輸施 独立行政法人鉄道 助成に関すること。 建設 項 設 第九号に 整備支援機 運 輸 施 設 掲げる業務及びこれ 整 構法 備 支援 (援平機 成構 一円円 年 う に附 法 独 律立 帯第行

七

八 する業務に関すること。 国立研究開発法人海上 般に関すること。 港 湾 航空技 術 研 究 所 0) 組 織 及び 運

のを除く。)。

のを除く。)。

のを除く。)。

のを除く。)。

以下同じ。)及び海上災害の防止に関する海洋汚染等をいう。以下同じ。)及び海上災害の防止に関する海洋汚染等(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(

九年法律第三十四号)の施行に関すること。十 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律(平成

るものに関すること(気象庁及び他局の所掌に属するものを除業務の高度化その他の交通の発達及び改善並びに気象業務に係十一 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、航空保安九年法律第三十四乗/ 0 カ 彳 レ ━ ト

倉庫 一業そ \mathcal{O} 他 0) 保 管 事 業の 発 達 改 善及 び 調 整 に 関す んるこ

号)第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関す-三 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二

六第四項第十二号に規定する住宅団地再生貨物運送共同化事業十四 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の三十ること。号)第七条第十項第四号に規定する貨物運送效率化事業に関す

第四項 関すること。 流通業務 第十二号に規定する住宅団 0 総合化及び 効率 化 0 |地再 促 進 生貨物運送共同 に 関 す んる法 律 伞 化事 成 業

削 る

削 る

削

る

削削 るる

11 、う。第三十七条第四号において同じ。) に係る事項の実施にL第百十号) 第二十二条第一項に規定する交通安全基本計画をL 交通安全基本計画(交通安全対策基本法(昭和四十五年法 する関係行政機関の事務の調整に関すること。

兀 十六年法律第百七号)第七条に規定する資格に関すること。 特定工場における公害防止組織の整備に関する法 律 (昭 和

十四四 とめに関すること。 -八号) 資源の 第三条第一 有効な利用 項 に規 の促進に関する法律 定 する基 本方針 に係る事 (平成三年法 務 \mathcal{O} 取りまる

二十三

資源の

有効な利

用

0

促進に

関する法律

(平成三

年

法

律

第

独立行政法人環 境 再 生保 全 機 構 \mathcal{O} 行う業務に 関すること。

十七条第一号において同じ。) 業及び空港整備事業並びにこれらに関連するものを除 を推進するための当該各公共事業 するものに限る。 玉 直 土交 轄事業の施行の合理化のための方策 通 省 \mathcal{O} 所掌に係る公共 に関する企画及び立案、 間の調整に関すること。 事業 (鉄道整備事業、 \mathcal{O} 円 案、調整並びに指導(二以上の部局に共 滑 カュ つ計 港湾 画 < 的 で、第四のな実施のな実施

> 七 属するもの 法 律 第八 に関すること +五 号) \mathcal{O} 施 行 (港湾局の 関す んる事 所掌に属するもの 務 玉 土 交 通 省 を除 \mathcal{O} 所 掌

関すること。 十四四 都 | 号 市 \mathcal{O} 第七 低 炭素化 条第 0 項 促 第三号に規 進 に 関 す Ź 定する貨物運送共同 法 律 平 成 + 匝 年 化事 法 律 業第

貨 物 利 用 運 送 事 業 \mathcal{O} 発 達 改 善 及 び 調 整 12 関 す ること。

び

調

整

関すること

(航空局 石油パイプライン の所掌に属するものを除く。 事 業の 発 達、 改 善及

貨 物自 動車ター ーミナ 関すること。

貨物の運送に係る航空運送代理店業の 発達、 改 善 D び 調 整

?すること。

一十一 交通安全基本計 法律 をいう。第三十七条第四号において同じ。)に係る事 関 関する関係行政機関の事務の調整に関すること。 :第百十号)第二十二条第一項に規定する交通 画 (交通安全対策基本法 (昭 安全 和 基本工 項 0 計 実 五 施画年

和四 1十六年法律第百七号)第七条に規定する資格に関すること、 年年11年にまじる2售関业維織の整備に関する法律(昭 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

二 十 四 兀 まとめに関すること。 -八号) 独 立 行政法人環 第三条第一 境 項 再 に 規定する基本 生保全機 構 0 方針 行う業務に に係る事 関すること 務 \tilde{O} 取 ŋ

一 士 五 事 施を推進するため 十七条第一号において同じ。) 業及び空港整備事業並びにこれらに関連するものを除 玉 土交通 省 の当該各公共事業 \mathcal{O} 所掌に 係る公共 間の 不事業の (鉄 調 整に関すること。 道整備事 円 ·滑か 業、 つ計 港 画 湾 的 整 な 第備実

共 通 するもの 直轄事業の施行の合理化のための方策 に限る。 に関する企画 及び立 案、 (二以上の部 調 整並び に 局 指に

に関すること 産 建 設 経 済 局 0 所掌に! 属 するも を 除 <

するための再生処理を行う特定施設以外の特定施設に係るもの特定周辺整備地区及び施設整備方針のうち建設業者の使用に供取りまとめに関すること並びに同法に規定する整備計画並びに律(平成四年法律第六十二号)の規定による基本指針の策定の一八 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法-八 関 すること。

に属するものを除く。)。平成十八年法律第九十一号)の第一九 高齢者、障害者等の移動等の が施行に関することでの円滑化の促進に関 こ(他局の所掌に関する法律(

道路分科会及び建築分科会に係るものを除く。)住宅宅地分科会、都市計画・歴史的風土分科会、社会資本整備審議会の庶務(公共用地分科会、 に関するこ 河川分科会

のを除く。)に関すること。海事分科会、港湾分科会、航海分科会、旅 会、航空分科会及び気象分科会に係るもの庶務(観光分科会、陸上交通分科会、

運輸審議会の庶務に関すること。

安全に関する事項に係るものに限る。)に関すること。
「十四」中央交通安全対策会議の庶務(海上交通及び航空交通の開発法人海上・港湾・航空技術研究所に係るものに限る。)。「十三」国立研究開発法人審議会の庶務に関すること(国立研究

掌に属するものを除く。)。 玉 玉 1土交通: 土交通省の所掌事務に関する情報化 省 1の情 報システムの 整備 及 び管 に関すること 理に関すること 他

計に関すること 国土交通省の所掌事務に関する調査、国土交通省の保有する個人情報の保護 他 の所掌に属するものを除く。 保護に関すること。 情報の分析及び統

> 導に関すること 令 動 産 建 設 経 済局 0 所 学に 属 するも を 除

法律 の 取 のに関すること。 供するための再生 特定周辺整備地区及び りまとめに関すること並びに同 (平成四 産業廃 1年法律第六十二号)の規定による基本指案兼物の処理に係る特定施設の整備の促進 一処理を行う特定施設以 施設整備方針 民法に規・ のうち 外の 定する整備 特 建 是設業者 定施設に係るも \bar{o} 計 針 に 使 画 の関 用が策定 する

二十八 掌に属するものを除く。)。 (平成十八年法律第九十一号)の施二十八 高齢者、障害者等の移動等の 施行に関すること(他局 円 滑 化 \mathcal{O} 促 進に 関 する の法 所 律

二十九 こと。 会、 事分科会、 会、道路分科会及び建築分科会に係るものを除く。) 住宅宅地分科会、都市計画・歴史的風 交通政策審議会の 社会資本整備審議会の庶務(公共用 港湾分科、 会、 庶 、航空分科会及び気象分科会に係る、既務(観光分科会、陸上交通分科会、 土分科会、 地分科会、 に河関川 産 関する科学者 会、 ŧ の海

三 十 一 運輸審議会の庶務に関すること。

を除く。

)に関すること。

三十二 開発法人海上・港湾・航空技術研究所に係るものに限 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること(国 する。 $\frac{1}{2}$ 研 0

三十 三十三 安全に関する事項に係るものに限る。)に関すること 匝 国土交通 中央交通安全対策会議の庶務(海上交通及び航 2省の所掌事務に関する情報 化に関すること **航空交通** 他 \mathcal{O}

三十の所 掌に属するものを除く。)。 玉 土交通省の 情報システム 0) 整備及び 管 理に関すること

関すること 玉 国土交通 土交通 省の 省の所掌事務に関する調 (他 の 保有する 所掌に属 個 するもの 情 報 0 <u></u> 查、 を除く。 保 :護に関すること。 情報の分析及び統

政 合部の施 関 して閣が に関連 玉 合調整 1土交通 国立 施策の統一、協議におい する特 玉 に関すること 省設 | 会図 置書館 定の内閣の 一を図るために必要となる企画 *て決定された基本的な方針に基づいて、伝の内閣の重要政策について、当該重星』(おしま) 支部 议 (道路局の 下 玉 土 「法」と 交 诵 所掌に属するもの 省 i い う。 電 第三条 関 す ること。 を除く。 第 要政况一項 び行策の

策 に関する事務 前 |関する事務で他の肌各号に掲げるもの のの の所掌に属しないのほか、国土な) ないもの [土交通/₂] 0 省 \mathcal{O} 所掌事 関すること。 務に 係

市 局 \mathcal{O} 所 事

第 七 都 市 局 は、 次に掲げる事務を つか さどる。

びび 大 都· に政策統括官の に |進に関すること(国土政策局及び不動産||市の機能の改善に関する総合的な政策の の機能 所掌に属するものを除く。)。 産・ 企 ・建設経済に近画及び立る 済 案 局 並並

成 防 に関すること。 災のための 住 居 の集団: 的移転を促進 でする事 業 \mathcal{O} 援 助 及 び 助

都 市 計 画 反 び 都 市 計 画 事 事業に関 すること。

兀 \mathcal{O} 形成に関 景 観法 (平成-すること 十六年法: (他 局の所掌に属するもの 律 第 百 +-号)の 規 定 による良 を除 く。 好 な景 観

Ŧī. 宅地造成及び特定盛 土等規制法 (昭 和三十 六年法律 第 百 九 +

Ŧī. 4条第六号において同じ。)の推進に関すること。による被害の防止を図るために行う宅地の改良をいう。宅地の耐震化(地震時における地盤の滑動、崩落又は号)の規定による宅地の造成等の規制に関すること。 止を図るために行う宅地の改良をいう。 Rをいう。第八-崩落又は液状() 十化

土 う業務に関すること及び水管 のを除く。 区 画 理事業に関 すること 理 (独立行政法人都· • 国土保全局 \mathcal{O} 所 市 掌に 再 生 機 属 す構

民 市開 発 事 業に関すること (港湾局 0 所 掌に属 す つるも

0

0 策に び 行 \mathcal{O} に 政 任 各部の 総 関 務 合調 ĩ に関 玉 玉 土交通 て閣議におい 立 施策 整に関すること 連 玉 達する特 会図 0 省設 統 書館 一を図 定 置 0 法 て決定され 内閣の 以 [るために必要となる企 (道路 玉 下 土 重要政 交 「法」とい 局の た基本的 通 省 所掌に属するもの 策 义 12 書 う。 な方針 つい 館 て、 関 いに基づ 第三条 画 す 及び立 ること。 を除 V 第 重 案並 て、 要 \langle 政 項

政 策 に 前各号に 関する事務で他の名号に掲げるもの 所の 学に ほ か、 . 属 ľ 玉 土交通 な 1 . もの 省の 関 所 掌事 すること。 務 係 る

都 市 局 \mathcal{O} 所 事

七 条 都 市 局 は、次に 揭 だげる事 務 物をつか さどる。

第 びび 大都· に に 政策統括官の 推進に関すること(国土政 市 の機 能 \mathcal{O} 所掌に属するものを除く。 改善に関する総合的 政策局及び不動産 る総合的な政策の^ 産 企 画 建 設 及 び 経 済 <u>寸</u> 局

並 並

成 に関すること。 防災のための 住居 $\overline{\mathcal{O}}$ 集団 的 移転を促進する事 業 \mathcal{O} 援 助 及 び 助

都市 計 画 |及び 都市 計 画 事 業に 関 すること。

兀 0) 景観法 形成に関すること (平成十六年 (他 法 局 律 の所 第 百 学に +号) 属 0) するもの 規 定に を除 ょ る良 好 な景

観

五. 宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭 和三十六年 法 律 第 百 九 +

五条第六号においてによる被害の防止を 一号)の 宅地 \mathcal{O} の耐震化(地震時にない規定による宅地の洗 (地震時における地盤 、 て 同 |を図るために行う宅地の改良をいう。 ľ <u></u>の 造 成 等の規制に関すること。 推進に関すること。 皿の滑動、 崩落又 は 液 第 八状 十化

七 るもの 土地 行う業務に関すること及び を除 画 [整理 事業に関すること 水管理・ (独立行政法人都· 玉 土保 全局 0) 所 市 掌に 再 生 属 す 構

民 間 開 発 事 業に 関すること (港湾局 0) 所 学に 属するも 0

九 並 びに 造 前 業 成 住宅局 び そ 立行 及び港湾局 のげ 他 る 政 市 ŧ 法 街 人都 地 \mathcal{O} のほ 所掌に属 整 か 市 再 備 生機 改市 善 するものを除 構 に 地 関すること の行う業務 再 開 発 事 に (防災 関 流 · すること 通 街 区 務 整 団

平 設 う。 防災 に関すること。 成 (密 九年法 以下同じ。)の 集市 街区 114.。
「同じ。)の整備を伴うものに限る。)の助成及び監信、事四十九号)第三十条に規定する防災都市施設・活地における防災街区の整備の促進に関する法律は整備事業(都市計画において定められた防災都市 監を $\overline{}$

独立行政法人都 市 再 生 機 構 の行う業務 のうち、 次に 掲 げる

外 のに関すること。 0 建 É 築物の ので重要 敷地 要な公共施設の整備を伴うもの \mathcal{O} 整 備 (賃貸 住 宅 \mathcal{O} 建設と併 せて 限る。 行 うも 並の び以

を \mathcal{O} 伴うも ŧ 市 ので都立 街地再開発事業 のに限る。 市 計画にお)に係る業務 (賃貸住宅の建設と併 1 て定めら られた重要な公共施の建設と併せて行う 施うも 施 のの 整 以 備外

整備した敷地の管理及び譲渡に係る業務

伴うも \mathcal{O} ŧ 防災街区: ので都立 のに限る。 市 整備事業 計画において定めら)に係る業務 (賃貸住宅の建設と併 れ た防災都 せ 7 市 施設の対 整備以 を外

て 行 土 うも 地 区 画 の以外のも 整 理事業 のに限る。)に係る業 (宅地の造成又は 賃貸住 務 宅 \mathcal{O} 建 設 لح 併 せ

ホ の も 流 のに限 通 業務 る。 団地造成事業)に係る業務 (宅地 0) 造成と併 せ て 行 うも 0 以 外

新 住 宅市 街 地 開 発事業に関すること。

備 区 首 規 第 巻 五 び \mathcal{O} する工業団 近 項 に規 郊整 市 開 発区 定する工業団地造成 備 地帯 域 地造成事業に関 \mathcal{O} 及び都市開発区 整備 及び開 事業及び近 すること。 発に関する法 域 \mathcal{O} 整 備 畿圏 に関 律 開二条の近郊 する

市

事

業

関

すること。

+

九 備事 並 地 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 造 前 に住宅局 業 及 $\widehat{\mathcal{C}}$ 独立 べその 及び港 一行政 るも 他 市 湾 法 街 \mathcal{O} 人都市 .; 地の 0) \mathcal{O} ほ 整備 所 カコ 掌 再 すに属 生 改 市 機 善 するもの 構 地 0 関 再 行う業務 すること 開 発 を除 事 < に関 · でする 災 通 街 業 務 区 整 団

1 平 設 う。 1に関すること。 防災 成 (密集 九 以下同 年 街 法 市 区 (律第四十九号) 街 整備事業 U. [地における防災街区の整備の促 _ の (都市 整備を伴うもの 計画に 第三十条に規定する防 におい て定め に限る。 進に <u></u>の れ 災都 た防災 関する法 助 市 成 及び 施設律 都 市 監 を 施 $\widehat{}$

5

+ ものに 独立行政法人都市 関すること。 再 生 機 構の 行う業務のうち、 次に 掲 げ る

イ 外の に 整備した敷地の 建 足築物の もので重要な公共 敷地 0 整備 管理及び (施設の) (賃貸住宅の 譲 渡に係る業務 整備を伴うもの 建 定設と併 せて 限る。 行う É 並の び以

口 を伴うものに限る。 \mathcal{O} Ł 市 \mathcal{O} 街 で都市 地再開発事業 計画におい)に係る業務 (賃貸住宅の て定めら 建 n 定設と併 た重要な公共 せて 行 うも 施 設 のの 整 以 備外

伴うものに限る。 \mathcal{O} もも 防災街 \mathcal{O} で都市 区整備事業 計画において定め)に係る業務 (賃貸住宅の 6 建 れ 定設と併 た防 災 都 せて行うも 市 施 設 0) 整 \mathcal{O} 備以 を外

ホ て行うも 土 地 流 诵 業務 X 画 \mathcal{O} 団 以 整 [地造成事業 外のものに限る。)に 理 事 業 (宅地の造成 (宅地の 造 又 成と併 に係る業 は 賃貸 住 せ 務 7 宅 行う \mathcal{O} 建 ŧ 設 \mathcal{O} 併 以 せ

新住宅市 街 地開 発 事 事業に関 けること。

0)

£

。 に

限

る。

)に係る業務

整備 上第二条 兀 首 規 第五 市 巻 定 基 \mathcal{O} でするエ 盤 項 沂 郊整 12 規 開 備地 定する工業団 事 発 団 区 帯及び都市開 地 域 関 けること。 正備及び 事業に関すること 地造 発区 開 成 発 事 業及 域 関 0 民する法 び 整 近 備 畿 に 巻 関 律 第 0) する 二 近条 郊 近

するものを除く。)。 駐 すること (道: 路 局 及 び 物 流 自 動 車 局 0 所 掌 に

付け(以下「都市開発資金の貸付け」という。)に関すること・六 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸 (不動産・ 建設経済局及び住宅局の所掌に属するものを除く。

る。)に関すること。 居外苑、 外苑、新宿御苑及び京都市公園その他の公 京都御苑にあっては、これらの公共空地及び保勝地の整備及び 整備 管理 に 限 皇

市民農園の整備の促進に関すること。都市における緑地の保全及び緑化の堆 の推 進 に関すること。

一成二十年法律第四十号。第三十条を除く。)の施行に関する-二 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(とする総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。- 古都(明日香村を含む。)における歴史的風土の保存に・ 屋外広告物に関すること。

物 流 自 動 車 局 \mathcal{O} 所掌事

第十二条 該 所掌に係る事務に関 すること。 政策を実施 貨物流通の効率化、 物流 するために必要な国 自 1動車局に する基本的 円滑:: は、 次に掲げる事務をつかさどる。 化及び適正化に関 な政策の企画及び立案並びに当 土交通 省 \mathcal{O} 所掌事 する国土交通省 務 の総括 \mathcal{O}

二 倉庫業その他 の保管事業の発達 改善及び調整に 関 すること

三 属するものに関すること 法律第八 流 通業務 十五号) 0 総合化 0 及 施行に関する事務で国土交通省の び 効率 (港湾局の 化 0 促 所掌に属するもの 進に 関 する法 律 平 を除く。 が所掌に 成 十七

> 十五. ものを除く。 駐車 一場に 関すること (道 路局 及び 自 動 車 局 \mathcal{O} 所 属 す

> > る

付け (不動産・建設経済局及び住宅局の所掌に属するものを除く。 (以下「都市開発資金の貸付け」という。) に関都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による 定による資 すること 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 貸

居外苑、 る。)に関すること。 都市 新宿御 公園その 一苑及び 京都御 空地及び保 **!**苑にあっては、これらの 勝 地 0) 整 正備及び 管理 整 備 に 限 皇

市民農園の整備の促進に関すること。都市における緑地の保全及び緑化の推 推 進 関すること。

古都(明日香村を含む。屋外広告物に関すること。

関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 -成二十 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 年 -法律 (明日香村を含む。) における歴史的 第四 一十号。 第三十条を除 <u>)</u> 施行 風 土の に関する 保 存

自 動 車 局 0 所 堂

十二条 自 動 車 局 は、 次 に 掲げる 事 務 をつかさどる

新 設 第

新 設

新 設

五四 貨 物 利 用 運 送 事 業 \mathcal{O} 発 達 改 善 及 び 調 整 に 関 す ること。

石 局 油 \mathcal{O} イプラ 所 掌に 1 属 す 事 る Ł 業 \mathcal{O} を 発 除く。 達 改 善及 び 調整 に関すること

六 貨空 物 0 運送 に係る航 空運送代理 店 業 \mathcal{O} 発 達 改 善 及 び 調 整に

関 す 、ること。

七 道 路 運送及び 道 路 運 送 事 業 0 発 達 改 善 及 び 調 整 に 関 する

八 自 動 車 ーミナル に関 すること。

十九

自 動動 車 車 損車 害賠に **児償責任保険及びに関すること。** び自 動 車 損 害 賠 償 責任 一共済に 関 す

に出 作護成増 法 ¹ 電送等計画をいう。第百三十五条第六号において同じ。)の4年第九十七号)第七十七条の三第一項に規定する被害者保護増進等計画(自動車排制則作作別に 資及び貸付け並びに補助に関すること。 政 府 0 する 自 車 損 害 賠 償保障 事業に関 すること。

登 録勘 自 定の経 動車安全特別会計の自動 理に関すること。 車 事故 対 策勘 定 及 び 自 動 車 検 査

十四四 自 動 車 \mathcal{O} 登録 及び自動車 抵当に関 すること。

5る公害 運送 道 路 車 \mathcal{O} 運送及び道路運送車両の 防 両 の使用 止その他 に関すること。 一の道路で 運送車 安 全の 両 に 係る環、 境道 の路 保全送 並車 び両 にに

び調整に関 善及び調 自 動 車 車 両 \mathcal{O} 及び自動車用 整 並 備 びにこ 事業の発達、改善及び調整に関すること。 代燃装置の製造、 れ らの 製 造 に関 ける事 流 ③事業の発達、**
『通及び消費の質 改増善進

資 \mathcal{O} 送車両 通 及び 消費 並びにその 0 増 進、 使 用 改 が善及び 及び整備 調 整 に必要な機 に関すること。 械器 具 及

> 新 設 設

新

新 設

道 路 運 送及び道路運 送事業の 発 達 改 〈善及び 調 関 けるこ

もの 自 を除く。 動 車 タ 1 ーミナ ル 関すること 総総 合 政 策 局 \mathcal{O} 所 す る

四三 自 動車車庫に 関すること。

自 動 車 +損害賠 償責任保険 及び 自 動 車 損 害 賠 償 責任共済に

六 五 出 成増 法 被害者保護政府の管理 及び変更並びに同法第七十七条の 進等計画をいう。 資及び貸付け並びに補助に関すること。 律第九十七号)第七十七条の 管掌す **ド護増進** Ź 等計画 自 第百三十二条第六号に 動 車 (自動 損 害賠 三第一項 車 償保障 手損害賠 四の規 事 の規定による交付並びに号において同じ。)の作項に規定する被害者保護 業に 償保障法 関 すること。 (昭和三 に作護年

七 録勘定の経理に関すること。 自動車 安全特別会計 0 自動 車 事 放対 策 勘 定 及 び 自 動 車 検 査

登

九八 自動 車 \dot{o} 登録及び自動 車 抵 当に 関すること。

路運送車 る公害の 道路運送及び道路運送車 防 止その他の 道)路 運 声 送車 0 安 全 両 $\overline{\mathcal{O}}$ 12 係る環の確保、 る環 境 道 路 \mathcal{O} 保 運 全 送 車 並 び 両 にに 道よ

自動 軽 車 車 両 \mathcal{O} 整備 及び自動 事 業の 車 発達、改 用 代 燃装置の 欧善及び 製造、 調整に 流通 関 ?すること。 及び消費の

両

. の使

用に関すること。

グび調 改善及 整 に関 び調整並 けること。 び こにこれ 5 0) 製造に関 以する事 業の 発 達、 改增 善進

び 物 資 0 诵 車 及 両 び 消 並 費 び 0 こその 増 進 使 用 改 多善及 及び整備 び 調 整に 心要 関すること。 な機 械 具 及

んこと 独立行 政 法 人自 動 車 技 術 総合機 構 0 組 織 及 び 運 営 般 に 関

(次長)

第十 でれ次長一人を置く。道路局、鉄道局、物 九条 合 政 策 局、 物 不 流 動 自 産 動 建 車 設 局 経 済局、 海 事局 及び 水管 理 航 空 局 玉 に、 土 一保 それ局 第

2 次長は、局長を助け、局の事務を整理する。

バ 海 政 策審 セ プロジェ 括 丰 議 審 官議 リティ 官、 土地 クト審 技 ^远政策審議官、 及術総括審議官 情 議 官、 報化審議官、 公文書監理官、 官、 危機管理· 政 審議官及び技術審 策立 | 案総 運輸安全政策審議官、公共交送 政策評価審議官、 議 官 (交通 サ 1

第二 セ 策 関係のある他 及び技術審議官五人を置く。 キ 議 立 官一人、 リティ・ 括審議 大臣 危機管理·運輸 公文書監理官一人、政策評価審議官一人、サイバー 官 情報化審議官 の職を占める者をも 官 房 総 安全政策審議官一人、 公共交通政 括 審 人、 議 官二人、 審議官二十三人 策 0 て 審 充てら 技 術 官 一人、土地 総 れるも 海外プロ 括 審 (うち一人は 議 のとする。 官 ジェクト 政 策審 議政

- 2 安事. する。 総括審議官は、 ず項につ 11 ての 企 命を受けて、 画 |及び立 案 並 玉 土 び に 交通 調 省 整 に \mathcal{O} 関 所掌事 でする事 務に関 務 を 総括整
- 3 る る事務を総括整理する。 技術総括 が術に関う ける重 審 議 官 要事 は、 ず項につ 命を受けて、 11 て \mathcal{O} 企 玉 画 土 及び立 交通 省 案並 \mathcal{O} 所掌事 び に 調 務 整に関す
- 4 0 する合理的 ての 策立案 企 総括審議官は、 画 及び立案並 な根拠に基づく政策立案の びに調整 命 を受け に関 て、 す っる 事 推進 玉 土 務 交通 に関する重要事 並 び 省 に \mathcal{O} 関 所 係 掌 事 事 務項務 にに を

0

ての

企

画

|及び

<u>立</u>

案並

び

に調

整に

関する事

務

並

び

関

係

事

務

を

十三 ること 独立 行 政 法 人 自 動 車 技 術 総合機 構 0 組 織 及び 運 営 般

E

関

次

十九 長 一人 道 条 路 を置く。 局、 総合政 鉄 道 局、 局、 自 不 動 動 車 局産 建 海 設経 事 局 及び 済局、 航空局 管 理 それ 玉 土保 ぞれ 全 次 局

次長は、局長を助け、局の事務を整理する

2

議 官、 総 物 流 括 政 海外プロ 審 策審 議 官、 議官 ジェ 技 術総括審議 クト 土地 審議官、 政 政策審議: 官、 官、危機 公文書監理 政 策立 一案総括 液管 理· 官、 審議 運 政 策評 輸安全政策 官、 価審 公 共 議 交 審 官 诵

サ

イ

バ

]

セキュ

IJ

ティ・

情報化審議官、

審議官及び

技術審

議

官

する。) 策立 1 策 エ **審議官** バーセキュリティ・情報化審議官 クト審議官一人、公文書監理官一人、 案 条 総 及び技術審議官五人を置く。 一人、 関係のある他の職 括 大臣 [審議官 官 危機管理· 房 人、 総 公共 括 概を占め 運輸安全政 審 へ 交 通 議 官二 る者をもって充てら 物流 一人、 策審議官一人、 政 政 技 策評 審議官二十三人 策 術 審 総 価審議官一人、 議 括 審 議 つれるも 海外プロ 官 土地 (うち 0) サ لح ジ政政

- 2 理 要 ゴする。 事項につ 総括 審議官は、 1 ての 企画 命を受けて、 及び 立 案並 国土交通 び に · 調 省の 整に 関 所 はする事 掌 事 務に 務 関 を 総括 する 整 重
- 3 4 関 す る技術に関する重要事 んる事 技術 する合理 政 策立 務を総括整理する。 総 括 的 審 な根 議官は、 「拠に基づく政 議 際官は ず項につ 命を受けて、 命 『を受け V 策立案の て 0) 玉 企 1土交通 画 推進 玉 及び 土 に関 省の 交通 <u>√</u> 案 所掌事 す 並 省 んる重 0 び に 所 要 調 掌 務 整に 事 事 E 項務 関 関す にに

総括整理する。

- 5 関 企 す ,る交通 及び立案並 交通 機関 政 策 るの整備に びに調整 に関する政 は、 に関 命 を受け する事務を総 策 って、 に関 する 玉 土 括 整理 交通 重 要 す 事 省 る 項 \mathcal{O} に 所 掌事 0 て 務 0 に
- 6 化 る に関 適 土 に関 正 ける政 カゝ 政 はする事 つ合理 策 審 気策に関 ,務を総括 的 官 なは、土 する重 地 命 を受け \mathcal{O} 整理する。 利 一要事 用 及び管理 項 て、 Ê 玉 0 11 土 ての 並びに土地の 交通 企画及 省 \mathcal{O} 所 掌事 び立 取引 案並 務に \mathcal{O} び円滑 関 す
- 7 関 所 はする重 掌事 危 括 機 務に関 管 理す 要事 理 • 項に 運 する危機管 輸 安全政策審議官は、 0 ての 理及び運輸 企画及び立 の安全の確保 一案並びに調整に関 確保に て、 関 玉 する政 土 する事 交通 事策省 7
- 8 る 項 外 玉 に に 海 業 外プロ 関 0 済 関 V 者 する国際関 て \mathcal{O} ロジェ 事 に関 \mathcal{O} 業 企 ークト でするも 画 活 (係事) 及び 動 の推 審 <u>\\</u> 務 \mathcal{O} 議 で海に 案並び 進に係るも 及び国際協 外におけるプロ に 命 調 を受けて、 \mathcal{O} 整 力に係るも に関 経済上の する事 ジェ 玉 \mathcal{O} 土 連 ク 務 交 トに 関 を総 携 通 かその する 省 係 括 \mathcal{O} る我 整 重 他 所 理 要 \mathcal{O} 掌 す事対が 事 8
- 9 関 保 公 公 書 文 事 \mathcal{O} 書 務 適 類 を総 正 \mathcal{O} 立な実 管 玾 括 玾 官 施 は、 並 理する。 びにこれ 確 命 を受け 保に に関 関 Ć, す る 連 する情報 玉 重 |土交通 要 事 項 報 にの 省 公開 0 \mathcal{O} 所 11 掌事 及び て 0) 個 事 務 . 人情! 務 に 関 並 び報 す にの る
- 10 務 政 政 策評 並 び \mathcal{O} に関 評 価 価 審 に関 係 事 官 は、 務を総括 する重要事項に 命を受け 理する。 て、 0 玉 11 て 土 交 \mathcal{O} 通 企 画 省 及 \mathcal{O} び 所 立 掌 案に 事 務 関 に す 関 る す
- 11 サ イ] 1 \mathcal{O}] キ セ IJ 務に関 キ 伞 デ リテ 成二十 イ する イ . う。 六年 サ 情報 1 ·法律第百四 バ 化] 0 確保 セキ 審 議 並 ユ 官 号) ーリテ び は、 情 第二条に規 イ 命 を受け 報 **(**サ ス 1 テ バ て、 ム 定 1 0 す セ 玉 んるサ 整 丰 土 交 備 ユ

総括整理する。

5

- 並 び事 適 び に調 正 関 化 交 はする交 整 に関 诵 に関 す 物 っる政 通 す 流 ,る事 機 政 関 策 策 に関 務 \mathcal{O} 審 を総 整 議 する重要 備 官 括 並 は、 整理 び に 命 せする。 貨物 命を受け 事 項 に 流 て、 0 通 11 0 玉 て 効 0 率 土 化 交通 企 画 及び 省 滑 \mathcal{O} 化 <u>\</u> 所 及 掌 案
- 化に関する政 る 適 土地 整 正 関する事 か 政 つ合理 策 審 議官 、策に関する重 的 務 奶を総括 的な土地 は、 命 『を受け 整理する。 0 要事 利 用 及び 項 て、 管理 玉 0 V 土 一交通 ての 並 び に土 企 省 画 \mathcal{O} 及 地 所 $_{\mathcal{O}}$ び 掌 立 取事 引 案 務 並 0 円関 び 滑す に

6

- 関 を 所 はする重 掌事 総 危機 括 管理 整 務に関する危機管理及び運輸の 葽 理 す 事 • る。 項につい 運 輸 安全政: ての 策 企画 審議官は、 [及び立案並び 安全の 命 を受け に調 確 保に て、 整に 関 玉 以する政 関 土 以する事 交通 策 省 務にの
- る。 項 外 玉 É 経 事 海 外プロ 業 関する国 0 済 者 い 関 て 係 \mathcal{O} ジェ 0 事 際関 関するもの 企画 業活動の クト 係事 及び 審 事務で海 推 立 議 案並 及び国 進に係るもの、 官 は、 外におけ び |際協力に係るもの に 命 がを受け · 調 整に いるプロ て、 経済 関する事 ジェ 上 玉 \mathcal{O} 土 ク 務 連 交 関 1 を 携 通 その ける 総 省 括 係 \mathcal{O} 整 他の る我 重 所 要 理 す事対が
- 9 関 公文 保 護 係 公 0 書 文 事 類 務 適 書 を 正 \mathcal{O} 管理 な実施の 理 官 は、 並 Ţ 理する。 しにこれ 確 命 に保に きを受け 関 に 関 て、 す る 連 する情 重 玉 要 土 交通 事 報の 項 省 に 公開 0 0 11 所 及び 掌 7 事 0) 個 務 事 に 務 人 情 関 並 報 す び にの る
- 10 11 る 1 サ 務 政 政 イ 策 策 び 評 セ 0 本 1 に キ 評 価 法 関 事 セ 価 審 係事 に関 IJ 丰 議官は、 棄 . ユ テ 関 はする重要事 IJ 務を総括整理 1 成 をい デ 二十 する 命を受け イ . う。 -六年 サ 情報 1 バ 項 せする。 化 E 律] \mathcal{O} て、 第百四 ーセキュ 審議 . つ 確 保 V 玉 並 土 官 て 号) リテ 一交通 び は、 \mathcal{O} 企 第二条 イ 情 省 命 画 を受 及び 報 \mathcal{O} (サ 所 小に規 ス け 1 立 掌 テ 案に 事 ム 定] 務 でする 関 0 セ 玉 関 整 丰 土 す サ る す 備 ユ

に率及 関 化 び に関する重要事 管 係 事務 並 を総括整理する。 びにこれ · 項 に らと併 っつい せて行 ての われ 企 画及び立案に関する事 る事務 \mathcal{O} 運営 \mathcal{O} 改 善及 務 並び び効

13 12 項 に関 に 技 術審議官は、 ついての企画及び立案に参画 する重要事 項 命を受けて、 についての 企画及び立 国土交通省の 上し、 関 一案に参画 が所掌事 務に 関 関 する。 係事務 する技 要 事

審 議官 は、 命を受けて、 玉 土交通省の |係事務を総括整理| |所掌事務に関する| 重

総総

第三 一十六条 次 0 +

リアフリー 政 策課 の所掌事務

第四

条

バ

リアフリ

政策課は、

次に掲げる事務をつかさどる。

地域交通課 炭通政策課 環境政策課 国際政策課技術政策課 地域交通 政策 課 公共事業企 社 行 モビリティ 削 外プロ 報政策課 リアフリー 政 会資本整備 合 括整理する。 情 る 政 報化 策局に置く課 ジ 総合政策局に、 ゖ 推 エ 画 ークト ĺ 進 調 政 政 課 ピ 策 策 整 課課 ス 推 課 推 進 進 課 課 五課を置く。

13 12 項に に率及関化び 技術審議官は、場についての企画 審 化 び 議官は、 孫事 管理 に関する重要 務 並 び を総括整理する。 企画 しにこれ 命を受けて、 [及び立案に参画 事 命を受けて、 項 らと併 (につ けせて行 玉 V 土交通省の ての 玉 Ļ 土交通 企画及び立案に関する事務並 わ れ る事 関 係事 所掌事; 省の 務 所 務 0 掌事 務に関 を総括整理 運 営の 事務に関 民する重 改 善 関 医係事務 いする ゴする。 及び 要

を 術 総 に関する重要事 括 整理する。 項 についての 企画及び立案に参画

技

事

び効

総総 合政 策局に置 宣く課

第三 一十六条 総合政策局に、 次の 十六課を置く。

務課

課

会資本 整 正備政 政 策 策 課 課

環 境 政 策

リアフリ

海 洋政 策

地域 交通 交通 政 策 課課課課

ビリティサ ĺ ピ ス

課

流政策 課 推 進

物 モ

技 公共事業企 画 調 整

課

玉 国際政策課 投術政策課

外 プロロ ジ エ ク ٦ 推 進 課

報 政 策 課

行 政 情報化 推 進 課

リアフリー 政 策 課 0)所掌事 務

第四十 条 バ リアフリ 政 策課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

な 国 な政 玉 1土交通: 土 策の企 一交通 省の 省 画 \mathcal{O} が所掌事 及び立案並びに当該政 務 に関 の総括に関すること。 する次に掲げる事 気を実施 項 するため に関 す んる基 に必 要 本

設の利用上の利便性及び安全性の向上 策の実施その他これらの者の移動上及び公共施設その他の施 は施設の利用上の支障を除去することをいう。)に資する施 リー(これらの者の日常生活又は社会生活における移動上又 めに必要なこれらの者の移動又は施設の利用に係るバリアフ

ロ 一般消費者の利便の増進及び利益の保護設の利用上の利便性及び安全性の向上

(削る)

行に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)。 二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施

(交通政策課の所掌事務)

第

兀 一十三条 に属するものを除く。 玉 政 玉 土交通省の所掌事務の総括に関 1土交通: 策の 企画 交 省の所掌事務に係る交通機関の整備に関する基 通 所掌事務の総括に関すること(地域交通課の所掌「及び立案並びに当該政策を実施するために必要な「の所掌事務に係る交通機関の整備に関する基本的 政 5策課は、 • 次に掲げる事務をつかさどる。

括に関すること。
に当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総びに産業構造の改善に関する基本的な政策の企画及び立案並びう。
第四号において同じ。)に係る企業の合理化及び高度化並一 運送産業(国土交通省の所掌に係る運送に関連する産業をい

金 土交通省 に関する基 \mathcal{O} 所掌事 本的 な政 務に 係る 策 0) 輸送 企 画及び立案並 及び 保 管 に 関 び に当該 連 す る運賃 政 策 及

> な国 的 な政 IJ 8 玉 は 土交通 1土交通 Ì 高齢 \mathcal{O} の実施その他これらの者の移動上及び公共施設その他の施施設の利用上の支障を除去することをいう。)に資する施 に 策の 利用上の 必要なこれらの (これらの者の 者、 省の 企画 障害者、子ども及び妊産 \mathcal{O}) 所掌事 圏及び立 利便性及び安全性の向上 学事 案並 日 者の移動 , 務 務 常生活又は社会生活における移動 0 総括に関すること。 び · 関 しに当該 する次に 《又は施設の利用に係るバリアフ《び妊産婦が安心して生活するた 政 に掲げる 策 小を 実 施 項 するため 関 す んる基 に必 上又 要 本

ロ 一般消費者の利便の増進及び利益の保護

実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関するこ び 料金に関する基本的 国土交通省の 所掌事 にな政 務に係る輸送及び保管に 分策の 企画 及び立案並びに当 関 連 す る運 該 政 策 賃 を 及

三 行 高齢者、 に関すること ること (他局の障害者等のな 0 移 動 所掌に属するもの 等の 円滑 化の 促進に を除く。 関する法 律 \mathcal{O} 施

(交通政策課の所掌事務)

第四 一十三条 国土交通省の な に属するものを除く。)。 政 国土交通省の所掌事務に係る交通機関の整備に関する基 策の 企画及び立案並び 交通 所掌事務の総括に関 政 (策課は、 次に掲げる事務 に当該政策 すること 派を実 易をつか と(地域交通課の所掌実施するために必要なの整備に関する基本的 さどる

ノ。<u>次号</u>においる運送産業(国 関すること。 該 産 業構造の改 (策を実施するために必要な国 (国土交通省の (善に関する基本的な政策の企画 て同じ。)に係る企業の 所掌に係る運 |土交通 合理 選送に関 省の 化 直及び立 及び 連する産 所 学事 高 案並 務 度 化業を 0 総括 びがない

(新設)

実施 するた 8 に 必 要な 玉 土交通 省 0 所掌事 務 0 総 括に 関するこ

兀 関 すること 送産業の発達、 (政策統括官の所掌に属するものを除く。)。の発達、改善及び調整に関する事務の取りまり 取りまとめ

五. 合的な交通体系の整備に関すること(モビリティサー 運 所掌に属するものを除く。)。 送及び運送事業の発達、 改善及び調整を図る観点からの 推 進総

第 兀 十六条 削除

> 三 るものを除く。)。 関すること 運送 産業の発達、 (政策統括官及びバリアフリ 改善及び 調整に関 でする事務の取りまとめ 政策課の所掌に属 す

課 合的な交通体系の整備に関すること 運送及び運送事業の発達、 所掌に属するものを除く。)。 改 、善及び調整を図る観点か (モビリティサー ・ビス らの 推 進 総

兀

流 政 策課の 所掌事務)

第四 十六条 物流政策課は、 次に .掲げる事務をつかさどる。

該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当 貨物流通の効率化、 円滑化及び適正化に関する国土交通省

 \mathcal{O}

関すること。 倉庫業その他 0 保管事 業の 発 達、 改善及び調整に関すること

兀 中心市 地域再生法第十七条の三十六第四項第十二号に規定する住宅 る貨物運送効率化事 街 地の 活性化に関する法律第七条第十 、業に関すること。 · 項 第四号に規定

Ŧī. 寸 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法 地再生貨物運送共同 化事業に関すること。 律 の施行に関

六 局 す る事務で国土交通省の所掌に属するものに関すること 都市の低炭素化の促進に関する法律第七条第一 の所掌に属するものを除く。 三項 第三号に規 (港 湾

八七 定する貨物運送共同化事業に関すること。 貨物利用運送事業の発達、 改善及び調整に関すること。

空局の 石油 所掌に属するものを除く。 イプライン事業の 発達、 改善及び調整に関すること

九

貨物自動車ターミナルに関すること。

政 策 \mathcal{O}

第 兀 十九 条 玉 際 政 策課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

交通省の所掌事務の総括に関すること(国際統括官及び海 玉 0 企画 エクト推進課の所掌に属するものを除く。)。 土交通省の 及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土通省の所掌に属する国際関係事務に関する基本的な政 外プ

玉 の対外経済関係に関するものに関する政策の調整に関するこ (国際統括官の所掌に属するものを除く。)。 土交 通 省 0 所掌に 属する国際関係事務で経済上の連携その

貿易法 び に規定する対内直接投資等、 国土交通省の所掌に属する国際関係事務で外国為替及び 同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関 のの取りまとめに関すること。 (昭 対内直接投資等、同条第三項に規定する特定取得及和二十四年法律第二百二十八号)第二十六条第二項 外国 す

すること。 係事務に係る政策に関 前三号に掲げるもののほか、 する事務で他 国土交通省の の所掌に属 所掌に属する国際 L な もの に

策課 0) が所掌事 務

第 五十一条 総合政策局の所掌事務(第四条第二十五号から第二十九号ま一条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

案に関すること。 でに掲げるものに限る。)に関する基本的な政策の企画及び立

掌に属するものを除く。 国土交通省の 所掌事務に関する情 報化に関 すること 他 \mathcal{O}

所

案に関すること。

玉 土交通省の保有する個 人情報の保護に関すること。

> +物 0 運送 係 る航 空運 送 代 理 店 業 0 発 達 改 善 及 び 調

際 策課 \mathcal{O} 所

第四 十九 条 国際政 策課 詠は、 次に掲げる事務をつか

策の 政 交 、通省の所掌事務の総括に関すること (国際統括官並びに物流 玉 策課及び海外プロジェクト推進課の所掌に属するものを除 企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国 [土交通省の が所掌に 属する国 |際関係事務に関する基本的 な Ś 土 政

0

と(国際統括官の所掌に属するものを除く。)。 他の対外経済関係に関するものに関する政策の 国土交通省の 所掌に属する国際関係事務で経済 調 上の連 整に関するこ そ 0

貿易法 るものの び に規定する対内直)同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に 国土交通省の所掌に属する国際関係事務で外国 第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関すする対内直接投資等、同条第三項に規定する特定取得及(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十六条第二項交通省の所掌に属する国際関係事務で外国為替及び外国 取りまとめに関すること。

兀 関 係事務に係 すること。 前三号に掲げるもののほか、 ぶる政 外策に . 関 はする事務で他の 国土交通省の 所 学に 所掌に属する国 属 ï な もの に際

(情報 政 策課の 所掌事

第五 十一条 情報政 策課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

でに掲げるものに限る。 総合政策局の 所掌事務)に関する基本的 (第四条第三十四号から第三十八号ま な政 分策の 企画 及び 立

掌に属するものを除く。 国土交通省の)所掌事 ,務に関する情報化に 関 すること (他 \mathcal{O} 所

国土交通 当省の 保有する個人情報の保護に関すること。

兀 玉 すること 土 交 通 省 \mathcal{O} 所 0 掌事 所掌に属 務 に するも 関 す る調 \mathcal{O} を除く。 査 情 報 0 分 析 及 び 統 計 に

ち ŋ 淮 課 \mathcal{O} 掌 事

第 な政 十六 市 局 まち 企画及び立 \mathcal{O} 所 学事 づ くり 務に関 推所 進 課 するまちづくり は、務 次に掲げる事務 Ó 推 進 に を 関 0 ける基 か さどる。 本 的

官 策 の連 \mathcal{O} 携によるまちづくりの 立案に関う すること。 推 進 を 义 る 活 動 \mathcal{O} 指 導 及 び

に関 すること。 助

 \mathcal{O} 企画 都 市 及び立案に関すること。 局の所掌事務に関 する都 市 0 再 生 に 関 す る基 本 的 な 政 策

兀 びび いに政策統括官の訳いに推進に関するこ 大都. 策統括官の所掌に属するものを除く。)。進に関すること(国土政策局及び不動産市の機能の改善に関する総合的な政策のな 市の機能の改善に関する 企 • 建 画 設 及 経 び 済 立 局 案 並並

五. を除く。 民間 都市開 0 発事業に関 すること (港湾局 \mathcal{O} 所掌に 属 す る ŧ

六 を除 民 く。 間 都 市 0 再 生 事 業 に 関 すること (港 湾 局 \mathcal{O} 所 掌 に 属 す る ŧ 0

七 に属 に 業 関 民 高するも する法律第 間 者が施行するものをい 拠点施設 のを除く。 七条第 整 備 事 一項 業 (広域 、 う。 に規 的 定 が 域活 に関 すること 点性 施化 設の ため 整 (港 備 湾 事 \mathcal{O} 業 局 基 で民間 0) 盤 所 整 掌 備

中心 都の 施行に関すること 市 再 生特 街 地 管理協定、都市再生整理別措置法に規定する都具 \mathcal{O} 活 性化に関 (他 局の する 所掌に属するも 法 律 市再生歩行者経路協定に属するものを除く。 伞 成 十 年法 律第 九 定、 + = 号

すること 進 定 定、 定 及び低 する退避施設協定及び 官宅局の 未利用土地 所掌に属 利用 再生整備歩行者経路協 するも 非 促進協定に関すること並 ·常用電気等供 のを 除く。 給施 定、 設 都 協 定び 市 にに利退

十 独 立 行 法 市 再 生機 構 0 行う業務 に関 はする事 務であ つ 7

> 匹 関 玉 す + 交通 省 \mathcal{O} 所 \mathcal{O} 掌事 所 掌 に 務 · 属 信する 関 す ŧ る \mathcal{O} 調 を 查、 除 情 報 0 分 析 及 び 統 計

> > に

(ま) 5 'n 推 進 課 0 所 堂 事 務

第

十六 都 条 市 局 0 ま ち 所 掌事 づ < 'n 務 推 . 関 進 けるまち 課 詠は、 次に のづくと 掲 ij げ 0 る 事 推 進 務 を 関 0 する基 カコ さど 本 る。 的

な 官民 政 策 0 \mathcal{O} 連 企 達携によ 画 及び るまち 立 案 なに関すること。 りづくり Ó 推 進 を 义 る活 動 \mathcal{O} 指 導 及 び 助

成に関すること。 都市 局 0)所掌事 ,務に 関 する 都 市 \mathcal{O} 再 生に 関 ける 基 本 的 な 政

びび 0)に政策統括官の所掌! 大都市 企画及び立案に関 一の機能の こと(国土政策局及び不動・改善に関する総合的な政策 すること。 産 0 企 建 画 設 及 び 経 済 立 局

Ŧī. 民間 都市 策統括官の 開 発 発業に関すること 所掌に属するもの (港湾局の を除

所

学に

属

す

るも

 \mathcal{O}

並並

策

六 を除 民間 .対 く。 都 市 0 再 生 事 業に 関 けること (港 湾 局 \mathcal{O} 所 掌 に 属 す

七 を除 事 に 関する法律第 民間 者が ₹ . 拠点施設 施行するもの 0 七 整 条第 備 事 をいう。 業 項 (広 に規 域 定 的 でする 地 域 拠 活 点 性 施 化 設 \mathcal{O} ため 整 備 事 \mathcal{O} 業 基 [´]るも で民 盤 整 所 掌 間 備 0

八 0) 中心市 掌に 属するものを除く。 街 地の 活性化に関する 法 律 \mathcal{O} 施 行 に 関 すること 他

属するもの

を除く。

業

に

関

すること

(港

湾

局

 \mathcal{O}

局

九 同 便 避 増 都所 す 再 定、 派定及び 生特 定 する 管 1別措置法に規定する都市 宅 退 低 理 **独**定、 局 避 未利用土地 0 施 設 所 都市 掌 協 定及 . 属 利 再 Ű 用 生 するもの 非常用 整備 促 進協定に関 歩 再 を除 生步 行 電 者 気 経 行 供 すること 路 者 協 給 経 施 定、 路 協 並 都 協 定、 び市 定 にに利退

+ 独 立 行 政 法 市 再 生 機 構 0) 行う業務に関 する事務であっ 7

市 行 所 政法に す うるこ ŧ 総 に 関 すること。

な 公共施設 理 \mathcal{O} 整独局 及び譲渡に係るものに関すること。 備 ₩. 設の整備を伴うも (賃貸住宅の建設と併せて行うも 法 人都 市 再 生機構 のに限る。 \mathcal{O} 行う業務 。)並びに整備した敷地で行うもの以外のもので重います。 ので重要物の2 地 の要敷

び \mathcal{O} 規 都 構 第 九項の 定による資金の貸付けにあっては、 市開発資金の貸付けに関する法律第 行う前号に規定する業務に係るものに限る。)。 規定による資金の貸付けに関 独立行政法人都 すること(同 一条第六 項、 条第七項 市 再

市 街 地 整 備 課 \mathcal{O} 所掌 事

第 八十八 るも 行う業務に関すること及び水管理・ 土 のを除く。 条 地 区画整理事業に関 市 街地整備課は、次に掲げ すること 理・国土保全局の所掌に属(独立行政法人都市再生機 げる事務をつかさどる。 す構 第

行う業務 市街地再開発事業に関 に関すること及び 及び住宅局の所掌になすること(独立行政) 計 に属法 6 人都市で の再 生 を 除機 く構

の整備 に関すること。 独立行政法人都 防災街区 ·政法人和方: 順を伴うものに限る。 ・ 再生機構 計画に、 \mathcal{O} 行う業務 の助成及びiにおいて定 て定 務 \mathcal{O} 監督に うち、 \otimes れ 関 た防 次 k すること。 掲 災 げ 都 るも 市

を伴うも Ł 市 ので都市計画におい 街地再開 のに限る。)に係る業務 発事業 (賃貸住 て定めら |宅の れた重要な建設と併り な せて行うも 公 共 施 設 0 \mathcal{O} 整 以 備外

うも ŧ 防災街区: で都 のに限 市 整備事業 る。 計画において定め)に係る業務 (賃貸住宅の建設と併 6 れ た防 災 都 せて 市 施 行 うも 設 0) 整 \mathcal{O} 備以 を外

行うも 区 0 以 外の 理事業 ŧ (宅地の造成又は賃貸住宅 限 る。 に係る業務 0 建 設と 併

> 市 局 がする Ł 括 関 す ること。

地の整備・一独立に 管理 及び譲 設 (賃貸住宅の 微に係るもの の整備を伴うもの 法 市 建 再 に関すること。 ものに限る。)並びに整備し設と併せて行うもの以外のも 生 構 \mathcal{O} 行う業務 \mathcal{O} うち、 建 た敷 築物 0 で

重

 \mathcal{O} の要敷

地

項 の 生 及び第九項の 機 都市開 構 規 定による資金の貸付けにあっては、 0 行う前号に規定する業務に係るもの 発資金の貸付けに関する法律第 規定による資金の貸付けに関 独立行政法人都 すること(同 条第六 に限る。)。 項、 条第 七 市 再 七項

市 街 地 整備 課 0 所 掌 事 務

八 一十八 るものを除く。 \mathcal{O} 土地 行う業務に関 条 区画 市 %に関すること及び水管理・国土保全局の所掌に1整理事業に関すること(独立行政法人都市再生 街 地 整備課は、 次に 掲げる事務 をつ か さど 属 す 構

0 0 市街地 行う業務に関すること及び 再開発事業に 関 すること 住宅局の **独** が所掌に <u>\frac{1}{1}</u> 行 政 属 法 高するも 人都 市 0) 再 を 生 除機 く構

兀 設の整備を伴うもの 独立行政 防災街区 政法人都 整 備 事 業 市 のに限る。 柔(都市計 再 生 機 構 計 <u></u>の 画 \mathcal{O} 行う業 に 助成 及び て定め 然務の うち、 監督に 5 れ た防 関 次 E すること。 災 掲 都市 げ る 施

のに関すること。 を伴うものに限る。)に係る業務 \mathcal{O} もので都市 市 街 地再開 計画におい 発 事 業 (賃貸住 て定め 宝の 6 れ 建 建設と併 た重 要 な公公 せて 行うも 共 施 設 のの 整 以 備外

 \mathcal{O} こうもの もの 防災 で都市 街区 限 |整備事業 計画に る。 に係る業 おいて定め (賃貸住宅の 6 建 れ 定設と併 た防 災 せて 都 市 行うも 施 設 0) 整 \mathcal{O} 備 以 を外

て 行うも .画 整理 以 外 事 0 業 ŧ 0 (宅地の造成又は 限 る。 に係 5賃貸住· こる業務 宅 0 建 設と 併 せ

Ł 流 \mathcal{O} 通 限 務 る。 4 地 造 に係る業務 成 事 業 (宅 地 0 造 成 を併 せ て 行 う ŧ 0 以 外

五. \mathcal{O} 住 行 う業務に関することを除く。 宅 区 上整備· 事業に関すること (独 立. 行 政 法 人 都 市 再 生 機

六 構 流 通業務 \mathcal{O} 行う業務に関することを除く。 市 街地の整備に関すること , ° (独 立 行 政 法 人 都 市 再 生

七 こと。 都 市 再 開 発法の 規定による再開 発事 業 \mathcal{O} 計 画 \mathcal{O} 認 定 12 関 す Ź

九八 住 組

十四四 と(住宅局 都 号) 市 \mathcal{O} 第九条第の低炭素化の (九条第一項に規定する集約都市開1炭素化の促進に関する法律 (平成1が行う交換分合に関すること。 \mathcal{O} 所掌に属するものを除く。 発 <u>一</u> 事 業 兀 に関 年 法 する 律 第 八

++ 新 住宅市 街地開発事業に関すること。

兀 備 第二条第五 首都圏 項に規定する工業団地造成事業に関 区域及び都 \mathcal{O} 項に規定する工業団 近郊整備 市 開発区域の整備 地帯 及び都市開 及び開発に関する法 地造成事業及び近畿圏 発区域の すること。 0 整 備 に 関 律 する 第 \mathcal{O} 二 近 条 郊 近

新 都 市基盤整 備事業に関すること。

目 的 とするもの まちづくりに関する総合的な事業 を除 <u></u>の 指導及び助 (主として住宅の 成に関すること。 供 給 を

十 び 属 住 するも 市開 宅 局 発資 並 びにまちづくり 0) を 金 除 の貸付けに関すること <. 推 進 課 及 び 公園 (不動産 緑 地 • 建設経 景 観 課 の済 所局

街 交 通 施 設 課 \mathcal{O} 所 事

第 八 十 項 交通 九 \mathcal{O} 企 都 市 条 画 \mathcal{O} 市 計 用に供する部 及び立案に関 高 画 街 速鉄 事 路 事業その他も 交通: 対道その 施 設 市街地、 すること。 他の 分に限る。 交通 次に \mathcal{O} 整備改善に関する事 施設及び流通業務団地 掲げ 0 整備 る 事 に共 務 を 通 0 す か 9る基本的言地 (いずら さど 業による 事 れ道

> b 流 \mathcal{O} 诵 業 限 務 る。 4 地 成 . 係 事 る 業 (宅 務 地 0 造 成と 併 せて 行う É \mathcal{O} 以

五. 0 住宅街 行う業務に関 区 整備 いすることを除 不に関 けること **(独** 立 行 政 法 人 都 市 再 生 機 構

六 機 構の 流通 **巡業務市** 行う業務に関することを除 街 地の 整備 に関すること (独 <u>77.</u> 行 政 法 人 都 市 再 生

こと。 都市 再 開 所発法の 規 定による再開 発 事 業 0 計 画 0 認 定 関 す Ź

七

九八 除 रें 都市の組 約 都 市 低炭素化の促進に関する法律第九合が行う交換分合に関すること。 開 発事 業に関すること(住宅局 0 条 所 掌に 第 属 項 する に 規 ŧ 定 す 0) を る

新住宅市 街 地 開 発 事 業に 関 すること。

+ + -整備 第 律 四 第二条第五 首都圏 項に規定する工 区 .域及び都市 \mathcal{O} 項 沂 に規 郊整 開 一業団 発 定する工業団 備 区 地 池造 帯及び 域 \hat{O} 成 整備及び 都市 事 業に I地造 開 関 開 発区 成 **从事業及** けること。 発 域 関 \mathcal{O} でする び 整 近 備 法 畿 に 圏 関 律 する 第 \mathcal{O} 近 条 郊 法

新都市 基盤整 **- 備事業に関すること。**

目 的 まち とするもの づくりに関する総合的 を除 <u></u>の 指 的な事業 導及び助 (主とし 元成に関 すること。 て住宅の 供 給

十四四 掌 に び 属 都市 住 宅局 す うるもの 開 発資 並びにまちづくり を除く。 金の貸付けに 関すること 推 進 課 及 び 公園 余 動 緑 産 地 建設 景 観 課 経 \mathcal{O} 済 所局

(街 路 交 诵 施 設 課 \mathcal{O} 所 掌 事

第

八十九 路、 項 t 交通 0) 条 企 市 0 画 市 計 用に供 |及び 高 画 街 速 路 事 交通 立 業 鉄 いする部 が道その へその 一案に 施 関すること。 設 他 分に 他の 市 課 街 は 限る。 交通 地 \mathcal{O} 次に 整備改 施設 掲 及び がげる事 0) 多善に 整備 流 に 通 関する事 務 業務 共 を 通 J する基本 か 業によ さど 地 的 る ず ħ 事

- 業 \mathcal{O} 市 速 鉄 に関すること。 道 そ 他 \mathcal{O} 交 涌 施 設 \mathcal{O} 整 備 を 行 う 都 市 計 画
- すること。 これらに類する施設の改築に関する事業の指導都市計画事業の実施に伴い必要となる鉄道、軌 計画事業の実施に伴指導及び助成に関す 及道、 び 助通 成に関発を
- 兀 す るものを除く。)。 車場に関 すること (道· 路 局 及 び 物 流 自 動 車 局 \mathcal{O} 所 掌に 属

所掌事

第 ス百二十三条 (総務課のT 総務課は、 次に掲げる事務 をつ かさどる。

- 寸. 案に関すること(他課の所掌に属するものを除く。 鉄道局の所掌事務に関する基本的な政策についての鉄道局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 企画 及 び
- 鉄道局の 所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関 する
- 独 般に関すること。 立行 政 法 人 鉄 道 建 設 運 輸 施 設 整 備 支援 機 構 \mathcal{O} 組 織 及 び 運
- 五. 自 交 車局の所掌に属するものを除く。通政策審議会陸上交通分科会の庇 庶務に関 すること (物流
- 六 L 前 な 各号に掲げるもののほ 1 ŧ \mathcal{O} に関 すること。 鉄道局の が所掌事 務 で 他 0 所 掌

安 全 理 官 \mathcal{O} 職 務

省三十 次に掲げる事務 を つかさどる。

- 鉄道等の安全の確保に関すること。 鉄道等の運行の計画に関すること。
- 《び施設課の所掌に属するものを除く。 (道路 局 並 び に 技 術 企 画 課
- 関 すること 道等に関する事故及びこれらの に伴い発生した被害の原因を究明するための関する事故及びこれらの事故の兆候の原因並 輸安全委員 会の 所掌に属するもの を除 が調査に

事 業 道 0 指導 及び 市 高 助 谏 成 道 関すること。 他 \mathcal{O} 交通 施 設 0 整備を 行う 市 計

画

- す 他これらに うこと。 都市計画事業の実施に伴 !類する施設の改築に関する事業の比[事業の実施に伴い必要となる鉄道、 い必要となる鉄 指導軌 及 道、 び 助通 成 路 に関める
- 兀 0 を除く。)。 駐車場に関すること (道 <u>(</u>)路 局 及 び 自 動 車 局 \mathcal{O} 所 学に 属 す Ź

総 務課 \mathcal{O} 所掌事

第 百二十三条 総務課は、 次に . 掲 げる事務をつ

- 鉄道局の一 の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 立. 案に関すること(他課の所掌に属するものを除く。 所掌事務に関する基本的な政策についての 企 画 及
- 鉄道局 0 所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関 する
- 兀 営一般に関すること。 独 立 行 政 法 人鉄 道 建 設 運 輸 施 設 整 備支 援 機 構 \mathcal{O} 組 織 及び 運
- Ŧī. 局 \mathcal{O} 交通政策審議会陸上交通分科 所掌に属するもの を除 < ° ِ ۰ 会の 庶 務に 関 すること 自 動 車
- 六 属 L 前各号に掲げるもののほか、 な 1 もの に 関すること。 鉄道 局 0) 所 掌 事 務 で 他 0) 所 掌

安 全 監 理 官 \mathcal{O} 職

- **彩百二十** 九 条の二 安全監理官は、 次に掲 げ る事 務 かをつ かさどる。
- 鉄道等の安全の確保に関すること、鉄道等の運行の計画に関すること。 び施設課の 所掌に属するものを除 (道路局 並 び に 技 術 企 画
- 関 n らの すること 鉄 道等に関する事故及びこれらの 既に伴い (運 輸安全委員 発生した被害の原因を究明するため 会の 所掌に属するもの 事故の 兆 候 \mathcal{O} を除 原 大 の調査 並 び

第 十月 物 流 自 動 車 局

物 流 自 動 車 局 に置く 課

第 百 十 条 物 流 自 1動車局 に、 次 0) 十課を置く。

務課

流 政策課

貨物 流 通事業課

技術·環境政策課 安全政策課

自動 軍情報課

旅客課 (削 る

両 基 準 玉 際 課 課

自 動車整備 査 -リ ノコー 課 ル

総 務 課 0 所掌事

第 百三 一十二条

画 物流 及び立案に関すること(他課の 物 流 自動車局の所掌事務に関する基本的な政策に関する企自動車局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 所掌に属するものを除く。

三 物 流 自 動 車 局 \mathcal{O} 所 掌に係る事業に関 する財務に関すること

兀 に関すること。 物 流 自 動車 局 \mathcal{O} 所掌に係る事業に関 する 税 制 に . 関 す る 調 整

Ŧī. 道路運送法(昭和二十六年法律第百八 定に基づく損失の補償に関すること。 十三号) 第八 + 五 条 \mathcal{O}

物 流 自 動車局の所掌に係る事業に関する道路交通事 業財 寸

六

自

第十 İ 自 動 車 局

局

自 動 車 に置く課

第 石三十条 自 動 車 局 次 0 九 課を置く。

務 課

全 政 策 課

技術・ 動 車 環境政 |情報 課 (策課

自

貨物 課 際

両 基準 • 玉 際 課

審査 車 ・リコ] ル 課

整備

課

第 総 務 一条 課 0 所掌事 務

百三 |-局の所掌事務に関する基本的: |-局の所掌事務に関する総合調: | 総務課は、次に掲げる事務: 次に掲げる事務をつかさどる。 整に関すること。

立 案に関すること(他課の 所掌に属するものを除く。)。 な政策に関する企画 及び

自 動 車 局 \mathcal{O} 所 /掌に係る事 ・業に関する財務に関すること。

兀 ること。 自 動 車 局 \mathcal{O} 所掌に係る事 ,業に関する税制に 関 する調 整に 関

五. 規 道路運送法 定に基づく損失の補償に関すること。 (昭和二十六年 ·法律第百八 十三号) 第八十五

1動車局の所掌に係る事業に関する道路交通事業財団

に関

す

- 21 -

すること。

七 物 協業組合並びに商工組合及び商工組合連合会の監督に関流・自動車局の所掌に係る事業に関する中小企業等協同 す組

貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等、物流・自動車局の所掌に係る事業に関する外国為替 項に規定する特定取得及び同法第三十 導入契約の締結等に関すること。 · 条 第 一項に規定する技術 買等、同条第三国為替及び外国

に属するものを除く。)。 道路運送に係る助成に関すること(技) 術 環境政 策課 0) 所 掌

十 自動車道及び自動車道事業の発達、 改 善 及 び 調 整に関 するこ

属するものを除く。)。十一 自動車ターミナルに関すること (貨物流 通 事 業課 0) 所 掌に

び研究に関すること。 道路運送及び道路 運 送 車 -両と道語 路 との 関 連 12 関 す る 調 査 及

送及び道 交通政策審議会陸上交通分科会の庶務に関すること自動車の発着及び駐車の施設に関すること。 路運送 車 両 に 関 する重要事項に係るもの に限 る。 (道路

十五. 自 1動車 安全特別会計 \mathcal{O} 自動 車 事 故 対 策 勘 定 及び 自 動 車 検 査

前各号に掲げるもののほか、録勘定の経理に関すること。 0 所掌に 属しないものに関すること。 物流 自 動 車 局 \mathcal{O} 所 掌事 務

物 流 政 策 課 0 所 掌事 務)

第 百 三十三条 (掌に係る事務に関する基本的な政策の企 貨物 流 通 物流政策課は 0 効率化、 円滑 次に掲げる事務を 化及び適正化に関する国土交通省 画及び立案並び 0 かさどる。 に当 \mathcal{O}

政策を実施するために必要な国

土交通省

0

)所掌事

務

0

総括

七 業組合並びに商工組合及び商工組合連合会の監督に関するこ 自 動車 局 の所掌に係る事業に関する中小 企業等協 同 組 合 ح 協

約の締結等に関すること。 定する特定取得及び同法第三十条第 第二十六条第二項に規定する対内直 自動車 局 0 所掌に係る事 業に関する外国 接投資等、 一項 に規定する技術導 [為替及び外国 同 条第三項 貿易 八尺規以別法

九 に属するものを除く。)。 道路運送に係る助成に関すること (技術 環 境 政 策 課 \mathcal{O} 所

+ 自動車 ・道及び自動車道事業の 発達、 改 善 及 び 調 整 関 するこ

十一 自動 と。 車 ターミナル に 関すること (総合政 策 局 \mathcal{O} 所 学に 属

るものを除く。)。 道路運送及び道路 運 送 車 両 と道 2路との 関 連 に 関 す る 調 査

び研究に関すること。

十四 運 送 及び 交通政策審議会陸上交通分科会の庶務に関す自動車の発着及び駐車の施設に関すること。 道 路運 送車 両]に関する重要事 項 庶務に関すること に係るも 0) に限 る。

十五. 登 録勘定の経理に関すること。 自 動 車 安全特別会計 \mathcal{O} 自 動 車 事 故 対 策 勘 定 及 び 自 動 車 検 査

に 属 前各号に掲げるもののほか、 ない ものに関すること。 自 動 車 局 0) 所 掌 事 務 で 他 \mathcal{O} 所

(新設

及

す ること。

局 する事務で国土交通省 及び貨物流通事業課の所掌に属するものを除く。 流 通業務 \mathcal{O} 総 合 化 及び効率 の所掌に属するも 化 \mathcal{O} 促 進 に 関 0) に関 する すること 法 律 0) 施 行に関 (港湾

(貨物流通事業課 0 所掌事務)

百三 一十四条 道路 所掌に属するものを除く。 改善及び調整に関すること(総務課及び技術 [運送車] 貨物流通事業課 両による貨物の運送及び貨物自動 は 次に掲げる事務をつ 車 - 運送事業の 環境政策課 かさどる。 発

自家用貨物自動車の使用に関すること。

倉庫業その他の保管事業の発達、 改善及び調整に関すること

兀 号に規定する港湾流 号に規定する特定流 て 流 同じ。 通業務の 総合化 に係るも 通拠点地区をいう。 通業務施設 及び効率 のを除く。 化 \mathcal{O} (港湾流 促進に に関 関 すること。 第 通拠点地区 はする法律 百六十条第七号にお 律 第 (同条第五 一条第三

六 五 貨物利用 石油パイプライン事業の発達 運 送事業の発達、 改善及び調整に関すること。 改善及び調整に関すること

空局の所掌に属するものを除く。

八七 すること。 貨物自動車タ 物 の運送 に ーミナルに関すること。 係る航空運 送代理店業の 発達 改 善 及び 調 整に

安全政 策課の所掌事 務

第百三十 道路運送の安全の確保に関すること(車両基準・国際課十五条 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 掌に属するものを除く。) 国際課の 所
- 立 一案に関すること。 道路運送事業の監査に関する基本的 な政策に関する企画及び

(安全政 策課の所掌事

第百三十二条 安全政策課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

所

掌に属するものを除く。 道路運送事業の監査に関する基本的な政策に関する企画 道路運送の安全の確保に関すること (車両 基準・国際課の 「 及 び

|案に関すること。

自 重 損 害 賠 償 責 任 保 険 及 び 自 動 車 損 害 賠 償 責任 共 済に 関 す

賠 償 保 障 に関 すること。

五.四 障する制度に関すること 前二号に掲げるも政府の管掌する自 の動 の車 ほ損 (総務課の か、害 自動車 所掌に属するもの 事事 故業 による 損害 を除 賠 償 く。 を保

保障 被害者保護 び に補助に関すること。 法第七十七条の 増 進 等 兀 計 \mathcal{O} 画 規の 作 定による交付 成 及 び 変更 並 並 び び に出 に 自 資及 動 車 び 損 貸 害 付 賠 け償

七 <u>\</u> 行 政 法 人自 動 車事 故 対 策 機 構 \mathcal{O} 行 ごう業務に に関すること。

技 術 環 境 政 策 課 \mathcal{O} 所

第百 十 六条 技 術 環 境 双策 課に は、 次に 撂 げ る事 務を 0 か さどる

 \mathcal{O} 物 企 流 画 及 自 び 動 立案に関すること。 車 局 \mathcal{O} 所 務 関 す る 技 術 に 関 する基

本

的

な

政

る

的 な政 道 物 流 路 策の 運 送に係 自 企画 車 □及び立案に関すること。 〒局の所掌事務に関する□ る助 成 次のうち 環境 はする環 \mathcal{O} 保 全 に 境 係 \mathcal{O} 保 る 全 Ł に \mathcal{O} 関 に 関 す するこ 基 本

兀 道 査 路 ・ リ 運 送 コ 車 両 ル \mathcal{O} 安 課 全 及 び \mathcal{O} 確 自 保に 動 車 関 整 備 すること 課 \mathcal{O} 所 掌に (車 属 両 基 す え も 準 \mathcal{O} 玉 を 際 除課

五. 環境の保全に 道路 及び自動車 運 送 車 整備課 関 両 すること に よる の所掌に属するもの 公 車 害 \mathcal{O} 両 防 基準 止 そ 0 玉 他 いを除く。 いを除く。 0 道 路 運 査 送 • 車 IJ 両 コ に 係 ル る

道 送 車 両の使用に関すること 車 両基準· 玉 際 課 及 び

七 及 道 IJ び 送] ル 関 課 両 すること \mathcal{O} 使用に必要な物資の流 所掌に属するものを除 車 両 基準 国 際課の く。 通及び消費 所 掌に属 0 増 でするも 進 改

> ること。 自 動 車 損 害 韶 償 責任 保 険 及 び 自 動 車 損害 賠 償 責任 共 八済に

> > 関

す

五 四 前政 府の 管 掌す いるもの の車 ほ損 害 賠 償 保障 事事 故業に 関 す ること。

障 す る制度に関すること 二号に掲 げげ (総務課の か、 自動 所 車 掌に属するもの ょ る損害 を除 賠 償 を 保

並 保障法第七十七 びに補助 被害者保 に関すること。 護 増 条の 進 等 四の 計 画 規の 定 作 成 よる交付並 及び 変 更 並 び び に 出 自 . 資 動 及 車 び 損 貸 付 害 賠 け償

独 <u>\frac{1}{12}</u> 行 政 以法人自 動車 事 故 対 策 機 構 \mathcal{O} 行う 業 務 関 ?すること。

七

技 術 環 境 政 策 課 \mathcal{O} 所 掌 事 務

第百三 +条 技 術 • 環 境 政 策課 がは、 次に 掲げ うる事 務 を 0 か さど る

画 及 自 び 動 立 車 一案に関すること。 局 0 所 掌 事 務 関 す る 技 術 関 する基 本 的 な 政 策 \mathcal{O} 企

策 0 自動車局の 企画 『及び立 所掌事 一案に関すること。 務に関 はする 環 境 \mathcal{O} 保 全に 関 す うる基 本 的 な 政

道 路運 送に係 る助 成 0 うち 環 境 0) 保 全に 係 る ŧ \mathcal{O} に 関 する

審 道 査 路 • 渾 IJ 送 コ 車] 両 \mathcal{O} ル 課 安 全 及 び 0) 整 確 保に 備 課 関すること \mathcal{O} 所 掌 に 属 す つるも 車 両 \mathcal{O} 基 を 準 除 玉 際 課

五. 環 境 及び整備課 道 $\hat{\mathcal{O}}$ 路 保全に関 運 送 車 0 両 けること 所掌に属するもの による 公 害の 車 両 防 基準 止 を除 そ (T) 玉 他 際 \mathcal{O} 課、 道 路 審 運 査 送 車 IJ 両 コ に 係 る ル

六 ・リコ 道路 運 送] ル 車 課 両 0 \mathcal{O} 使用に関すること 所 学に 属するもの を除 車 声 基準 玉 際 課 及 び

七 善 及 道 び 調 整 関 両 すること 0) 使 用 必要な物資の 車 両 基準 流 玉 通及び 際 課 0 所 消 学に 費 0 属 増 属するも 進 改

九 自 道 独立行政法人自動車技術総合機構の組織及び運営一般に関す 動車局の所掌に係る資源の有効な利用の確保に関すること。 路 運 送車両及びその使用に必要な機械器具に関する 物 流

+関との連絡並びに国際協力に関する事務のうち、 物流 自 動車局の所掌事務に係る国際機関及び 外国の 自動 運 行 転 に政機

する技術に関すること。

自 動 車 情 報課の所掌事務

第 百三 化 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。化の推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。 物流 $\overline{+}$ 七 条 自 自 動車局の所掌事務に係る自動車の使用における情報 動車情報課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

こと(技術・環境政策課の 道路運送車両の流通及び消費の増進、 自動車検査登録印紙の売りさばきに関すること。 所掌に属するものを除く。 改善及び調整に関する ·

旅 客 \mathcal{O} 所掌事

第 百 三十八条 道路運送車両による旅客の運送及び旅客自動車運送事業の 旅客課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

改善及び調整に関すること(総務課及び技術 • 環境 政 策課発

自家用自動車の使用に関すること するものを除 所掌に属するものを除く。)。 (貨物

> 流 通 事

業課

0

所

掌

(削る)

局 道路運 の所掌に係る資源の有効な利用の確保に関すること。 送車両 及びその 使用に必要な機 **被器具** . 関する自 動

九 独立行政法人自動車技術総合機構の組織及び運営一 般に関

す

車

術に関すること。 連絡並びに国際協力に関する事務のうち、 自動車局の所掌事務に係る国際機関及び外国 自 動 $_{\mathcal{O}}$ 運 行 転 に 政 関 関 する کے 技の

自 動 車 情報課の所掌事

第百三 進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。 自動車 + 兀 _ 条 局の所掌事務に係る自動車の使用における情報化 自動車情報課は、 次に掲げる事務をつかさどる。 の 推

自動車の 登録及び自動車抵当に関すること

自動車検査登録印紙の売りさばきに関すること。

こと(技術・ 道路運送車両の流通及び消費の増進、 環境政 策 深課の 所 掌に属するものを除く。 改善及び調整に 関 する

(旅客課 \mathcal{O})所掌事 務

第 百三十五条 旅客課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

達、 0) 所掌に属するものを除く。)。 道路運送車両による旅客の運送及び旅客自動車運送事業の 改善及び調整に関すること(総務課及び技術 環境 政 策飛発

自家用自動車の使用に関すること を除く。 (貨物課 0 所 常に 属 点する

物 課 0 所 学事

第百三 二十六 条 貨物課 は 次に 掲げ る事 務を 0 さどる。

道路運送車 改善及び調整に関すること 一両による貨物の 運送及び貨物自動車運送 (総務課及び技術 環境政 多事業の 策 課 発

(車両基準・国際課の所掌事務

第百三十九条 車両基準・国際課は、次に掲げる事務をつかさどる

- (審査 道 路 運送 ・ リ コ 車] 両 \mathcal{O} ル 安全 課 及 \mathcal{O} び ひ自動車整備課の頭の確保に係る技術上 上の 所掌に属するも 基 準 に 関 さものを除れること
- 加射性物質
 \mathcal{O} 道 路 運送 車 両に よる運 搬 に関 ける規 制 に 関 す る
- 環境の保全に係る技術上の基準に関すること 道路運送 車 両 による 公害 \mathcal{O} 防 止 その 他 \mathcal{O} 道 (審 路 運 査 送 ・ リ 車 両 コ に 係 ル る
- 四 道路運送車両の使用に係る技術上の基準に関すること。 課及び自動車整備課の所掌に属するものを除く。)。
- の基準に関すること。

 五 道路運送車両の使用に必要な物資の消費の改善に係る技術上四 道路運送車両の使用に係る技術上の基準に関すること。
- 六 関 環境 物流 との連絡並びに国際協力に関すること 政 自 策課 動車 \mathcal{O} 所掌に属するもの 局 の所掌事務に係 を除 る国 く。 際 機関 (物流 及 政 U 策 外 課 玉 及び 0 行 技 政 術機

(審査・リコール課の所掌事務)

第 百 兀 +審 査 IJ コ ル 課 は、 次に 掲 げる事 務 を 0 かさどる。

- 式に 道 ついての 運 送 車 指定その 両 並びに 他の 道 路 証明に関すること。 運送 車 両 \mathcal{O} 共 通 構造 部 及 び 装 置 \mathcal{O} 型
- 動車整備課の所掌に属するものを除く。)。

 一 自動車の車台番号及び原動機の型式の打刻に関すること(自
- 適 設計又は製作 特定後付装置 \mathcal{O} 過程に起因する基準不適合自 に っつい ての 改善措置に関すること。 動 車 及 び 基 準 不

の所掌に属するものを除く。)。

一自家用貨物自動車の使用に関すること。

(車両基準・国際課の所掌事務)

第百三十七条 車両基準・国際課は、次に掲げる事務をつかさどる

- 審査 道 路 • IJ 運 送 $\stackrel{'}{\Rightarrow}$ 車] 両 0 ル 安全の 課 及び 整確 備課 に保に 係る技術上 \mathcal{O} 所掌に .属するもの 0 基 準 に を除く。 関 すること
- 放射 性 物 質 0 道 路運 送 車 両 に よる運 一般に 関 ける 規 制 12 関 す る
- 道路 保全に係る技術上の 運 送 車 両 に よる公害の 基準に関すること 防 止 その 他 0 道 路 運 査 送 • IJ 車 両 コ に 係 ルる
- 課及び整備課の所掌に属するものを除く。)。環境の保全に係る技術上の基準に関すること(審査
- の基準に関すること。
 五 道路運送車両の使用に必要な物資の消費の改善に係る技術四 道路運送車両の使用に係る技術上の基準に関すること。
- 六 属 連 ?絡並びに国際協力に関すること 自 するもの 動車 局の所掌事務に係る国 を除 रं 際 機関 (技 及び 術 外 環 玉 境 政 0 行 策 政 課 機関 0 所 لح 掌 にの

(審査・リコール課の所掌事務

第百三 +八 条 審査 • IJ コ] ル 課は、 次に 掲 だげる事 務 をつ かさどる

- 式につい 道 路 運 ての 送 車 指定その 両 並び に 他の 道 路 証明に関すること。 運 送 車 両 \mathcal{O} 共 通 構 造 部 及 び 装 置 \mathcal{O} 型
- 二自 備課 動車 所 万掌に属 \dot{o} 車 台 するもの 番号及び原動 を除 機の型式 0) 打刻 に 関 すること 整
- 適 合特定後付装 設計又は製作の 置 の過程に . つ ての .起因する基準不適 改善措置に 関すること。 合自 動 車 及 び 基 準 礻

上

兀 び 調整に関すること。 善 及び調整 車 両 及 び 自 並 びにこれ 車 用 代燃装置 らの製造に関する事業の \mathcal{O} 製 造、 流 通 及び 発達、 消 費の 改 増 善進 及

Ŧī. るも 改善及び調整に関すること 道路 のを除く。 運送車両の使用に必 · ° 要な機械器具 (技術 ・環境政策課ので 及び消費の)所掌に1 増 属 す進

利益 ŧ (道路運送車両及び道路運送車両 のを除く。 物 |路運送車両及び道路運送車両の装置の安全性の評価に係る一の保護に関する事項についての企画及び立案に関すること||流・自動車局の所掌事務に関する道路運送車両の使用者の

自 動 車 整 備 課 \mathcal{O} 所 掌事

第 百 兀 道路 十 一条 運送車 自 両の整備に関すること 動車整備課は、 次に掲げる事務をつかさどる。 (環境の保全に係る技術上

自動車車庫に関すること。 基準に関することを除く。

自 動車の整備事業の発達、 改善及び調整に関すること。

費の増進、 道 路運送車 改善及び調整に関すること。 ・両の整備に必要な機械器具 、及び物資の 流 通 及び

自 動車の検査に関すること。

六 五 式 道路 及び第三十二条の規定による自 運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号) 動 車 0) 車 台 番 号 及び 第三十 原 動 機 \mathcal{O}

海 事 局 に 置く課

の打刻に関すること。

百 兀 + 二条 海事局に、 次 0 九 課 を置く。

総務課

第

安全政策課

海洋・環境政 策 課

船員 以政策課

> 整 備 課 \mathcal{O} 所掌

第百三 一十九条 整備課は、 次に掲げる事務をつ かさどる。

0 基準に関することを除く。)。 道路運送車両の整備に関すること (環境の保全に係る技

自動車車庫に関すること。

兀 道路運 自動車の整備事業の発達、 送車 -両の整備に必要な機械器具 改善及び調整に関すること。 及び 物資の

流通及

び

消

費の増進、 改善及び調整に関すること。

自

動車

. О

検査に関すること。

消

六 五 条 道路運 及び第三十二条の規定による自 送車 声 法 (昭和二十六年法律第百八 動 車 0) 車 台 番 十五号) 号及 び 第三十 原 動

機

0)

型 式 0 打 刻 に関すること。

百四 海 十条 事 局 に 置 海 らく課 事 局 に、

次

0

九

課

を置く。

第

安全政: 策 課

総務課

策 課

海洋 船 員 上・環境 政 策 政

匹 軽 両 及び 整並 自 び 動 にこ 車 甪 れ 代 らの 、燃装置の 製造に関する事業の 製造、 流 通 及び 発 消 \hat{o} 増

進

び改 調整に関すること。 善及び調 改 善 及

五. 改善及び調整に関すること道路運送車両の使用に必要な 要な機械 (技術 器具 ・環境政 0 流 分策課の 通 及び消費 が所掌に 0 属 増 す進

保護に関する事項につい るものを除く。 運 送車両 自動 車 匠及び道 局の所掌事務に 路運 送車 ての企画及び立案に関すること 関 両 の する道路運 装置の安全性の評 送車 両 0 価 使 用 に係るも 者の (道 利 益 を路の

術

上

海検船内外 查舶航航 技 測産課課

百 兀 総 務 三条 課 \mathcal{O} 所 事

第 十 総務課は、 次に掲 げる事務 をつ カゝ さどる。

策 海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること(安全政海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並び海事局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 課 及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。)。

三 水 上 運送事業及び造船に関する事業に関する財務に関するこ

兀 に 水 関すること。 上 運 送事 業 交 び 造 船 に関 する事業に 関 す んる税 制 に 関 す る 調

五. 묽 法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第 及 独立行政法人鉄道 び 第 八号の 業務 建設 並 びにこれ • 運輸 らに 施設整備 附帯 支援 す る業務に関 機構 \mathcal{O} 行 う独 す くること 項 第七行

海海 代 理 士 一に関 すること。

事

思

想

 \mathcal{O}

普及及び宣伝に関すること。

九八七六 モー 海 技 士国· ター 家試 ボー 承認のための試験、水先人試験試験、小型船舶操縦士国家試験ート競走に関すること。

認定 の受有者の んのため \mathcal{O} 試 承認のための試験、 験 の試 験問 題 \mathcal{O} 作成 及び試 小試験の執行に関するこれ試験及び船員の資格の試験、締糸国乳汁 けるこ の明

に属 交通 L 前 ない |各号に掲げるものの||政策審議会海事分科 ŧ 0 に関すること。 会の ほ か、 庶 海事局 務に関 0 すること。 所掌事 務 で 他 0

所

検船内外 舶航 產課課

査 測 度課課

百 兀 総 + 務 技 一条 課 \mathcal{O} 所 総務 掌 部課は、 に関する総合調整 次に

海 事 高 \mathcal{O} 所掌事 務

掲

げる事

務

さどる。

海事局のご

所掌事

務に関する総合的な政策の企画及び立

案並

近に関 をつ

すること。

三 兀 策 に 課 海事局の 水上運送事業及び造船に関する事業に関する財務に関するこ 及び海洋・環境政 運 所掌事務に関する政策の調整に関すること 事 業及 び 造 策課の所掌に属するものを除く。 船 12 · 関 はする事 業に 関す んる税 制 に 関 (安全 す Ź 政び

整に関すること。 水 上 送 調

五. 号及び第八号の業務並びに政法人鉄道建設・運輸施設五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設 しにこれ 記整備支援機構法第十三条第一 • 運 輸 施設 らに 附 整備支援 帯す ,る業務 機 構 に関 \mathcal{O} 行 う独 すること 項 第七行

九八七六 海 事 代 理 士 に関すること。

海 事 思 想の 普及 及び宣伝に 関 けること。

モーター ボー ト競走に関すること。

書の受有者 認定 \mathcal{O} 爻有者の ため 富家試 \mathcal{O} 承認のため 試 験、 験の 試 小型船舶操縦士国家試 験 の試験、 問 題 0 作 成 水先人試 及び試 験及び船員の資 験、 験 0 執 締 行 約 に関 国 資 ける 格 格 証 の明

++ 交通 属 し 前各号に掲げるもの ない 政 策 もの 審議会海 に関すること。 事 分科 0) 会の ほ か、 庶 務に関すること。 海 事局 0) 所掌事務 で 他 0

所

掌

安 全 \mathcal{O} 所

第 百 兀 船 十 舶 兀 の航 条 行の安全の 安 全政 策課 確保に関 は、 次に 掲げる事務 する総合的 な政 をつかさどる。 分策の 企 画 及び 立

- 海事局 並 びに調整に関すること。 0 所掌に係 る危 機管理に 関 する 基 本 的 な 政 策 0 企 画
- び立案に関すること。 及
- 水 上 運 送事業に係る輸送 ること
- 兀 .契約 タンカー \mathcal{O} 補 及び難破 償 \mathcal{O} ための国際基金に関すること。 油 . 濁損 物除去損害賠償保障契約並 :害賠償保障契約、一般船舶等油係る輸送の安全の確保に関する び に 油 濁損 による汚 害 賠 染 償 損 保
- 五. 船 舶 \mathcal{O} 施設に関する船舶 の安全に関する基 準 0 設定に 関 する
- 七六 度に関する企画及び立案に関すること。 船船 舶 舶 による危険物その他 \mathcal{O} 安全に関 する 検 査制 型制度の企画及び 動度の企画及び |及び立 運 送 案に関すること。 及び貯蔵に . 関 する
- 八 する監 船員 への労働な 査に関すること。 条件、 安全衛: 臣生その 他 !の労働! 環 境 及 び 船 内 規 律 に
- 九 員労務官の の行う事 務の 監察に関 すること。
- するも 船 企 画 舶 の航 及び立案に関すること のを除く。 立案に関すること(船員政策を行の安全の確保に係る外国船を 課 舶 及び の監督に 海 技 課関 する \mathcal{O} 所 掌制に度
- 十 び 第 六号に規 輸安全委員会の行う運 定する調 査 一に対 輸安全 する 援 委員会設置法第五 助 に関 すること。 第 五. 号

海 環 境 政 策 課 \mathcal{O} 所 掌事 務

第百 兀 + 五. 条 海 洋 環境· 政 策課 は、 次に 掲 げ る 事 務 を 0 カコ さどる

的 な 海 政 事 策 局 \mathcal{O} \mathcal{O} 企 所掌事務に関 画 |及び立す 案並 パする海 び に調 洋 整 0 に関 開 発 すること。 及 び 利用 関 す る 総

合

安 全 \mathcal{O} 所

第 百 案 兀 十二条 並 船舶 び に調航 航行の安全の 安全政 整に関すること。 策 課 確保に は、 次に . 関 ける総合的 掲げる事 務 をつ な政 策の 、さど 企画 る 及び

<u>√</u>

- 海事 局 の 所掌に係る危機管理 に 関 する基本 的 な 政 策 0 企 画 及
- び立案に関すること。
- 四三 水上運 送 ・油濁損害賠償保障契約、一般船に事業に係る輸送の安全の確保に 関 す ること。
- 害 障 \mathcal{O} 契約及び難破 タンカー 補 償の ため Ď 物除去損害賠償保障契約並 国際基金に関すること。 び 舶 に 等 油 油による汚 濁 損 害 賠 染 償 損保
- Ŧī. 船舶の 施設に関する船舶の安全に関する基 準 . О 設 設定に 関 す る
- 七六 制 船舶による危険的船舶の安全に関す 度に関する企画及び立案に関すること。 映物 その する 検 査制 他の特殊貨物の 度 0 企 画 及び 運 <u>\frac{1}{1}</u> 送 及び 案に 貯 関 蔵 すること。 É 関 す る
- 八 関する監査に関すること。 船員の労働条件、 安全衛 単生その 他の 労働 環 境 及 び 船 内 規 律
- 船員 (労務官の)行う事 務の 監察に関すること。
- 十九 \mathcal{O} 企画 船 舶 が航 及び立案に関すること 行の安全の確保に係る外国 (船員 政 船 策 課 舶 及び 0 監督に 海 技 課 関 する \mathcal{O} 所 掌 制 に度
- 十 び 第六号に規 安 (全委員会の 定する調 行う運 査に 対 輸安全委員 つする 援 助 会設 に 関 置 すること。 法 第五 第 五. 号

属

するものを除く。

·

海 洋 環 境 政 策 課 0 所掌事 務

第百 兀 + 条 海 洋 環 境 政 策課 は 次に 掲 げ る 事 務 をつ カ

的 な政 海 事 À 策 0 0 所掌 企画 及び 事 務 <u>\f</u> に関する 案並 び に調 海 洋 整 0 に 開 関すること。 発 及 び 利用 関 する 合

- 企 画 及び立 局 \mathcal{O} 案並 び に調 に 関 する 整 に 関すること。 環 境 保 全に 関 す る 総 合 的 な 政 策
- び立案に関すること。 海 局 \mathcal{O} 所 に関 する技術に関する基 本 的 な 政 策 \mathcal{O} 企 画
- 兀 に関 条 水上運送 する船舶の施設に関す第二号において同じ。 (水上運 送事 はする基 業による 。) に係 筆の る ŧ 設定に関 工 \mathcal{O} ネ を ル 含 ギ すること。 1 \mathcal{O} 次 使 号 用 及 0 び 合 第 理 百 化五
- 五. に 水 関 上 する検査制度の企画及び立 運送に係るエネルギーの 使用の合理化 案に関すること。 に関 す Ź 船 舶 \mathcal{O} 施
- 防 汚 ること。 並 放 止 海 一びにこ 検査 出 染 洋 :汚染等 抑制 防 止設備等、 対 象設 れ 航 らの 及び海上災害 行 備、 手引書及び二酸化炭素放出抑制指標の 設備等に関する検査制 揮発性物質放出 海洋汚染防止緊急措置手引書等、上災害の防止に関する法律の規定 防止措置手引書、二酸 度の 企画 律の規定に 区及び立 基準 大気汚 よる に関設に 染 海
- 九八七 船船 舶 に関 する 資 原子力の利用に 関源の有効な利H に関すること。 用 \mathcal{O} 確 保 に 関 すること。
- び 海 立 上汚染等の防力に関する原る 案に関 すること。 止に係 る外 国 船 舶 \mathcal{O} 監督 に関 する 制 度 0 企 画

船 員 政 策 課 0 所 掌事

第 百 兀 船 + 員に 六 条 係 る事 船 員 政 務 策課 に関 は、 す る 次に掲げ 基 本的 な政 げる事務 策 に をつ 0 1 ての か さどる。 企 画 及 び 立

案に関すること

- 船 掌に属するも 員 h.償、 の労働な 船 内規律 のを除っ 並びに船員手 安全衛生その <u>ک</u> 帳 他 に関 \mathcal{O} 労働 すること 環 境、 **(**安 福 利 全 厚 政 生 策 及 課び
- 員災害防 すること
- 四三 補 0 失業対策及び船員の職業の紹介、害防止協会の行う業務に関するこ 他 船 員 0 労 務 \mathcal{O} 需 給 調 整 に関すること 職業 0 指 導、 職 業 0

0 企 海 画 及 局 び \mathcal{O} 立 並 び 務 調 関 整 す Ź 関 環 すること。 境 0 保 全に 関 す る 総 合 的 な 政

策

- 及び立 海事 局 案に関すること。 0 学事 務 · 関 する技術に関する基本 的 な 政 策 \mathcal{O} 企 画
- に 十条第二号において同 水上 関 はする船 一運送 舶の (水上 施設 に関 U. 事 でする基準)に係 よるも 準の 小るエ 設 \mathcal{O} 欧定に関 ネル を含 ギ む 1 すること。 \mathcal{O} 次 号 使 及 用 0) び 合 第 理 百 化五

兀

設に関する検 水上運送に係るエネルギーの 査制 度の企画及び立案に関すること。 使用の合理 化 に関 す る 船 舶 \mathcal{O} 施

五.

- 洋汚 防 止 定 放 ること。 汚染防止設備等、海洋汚染防海洋汚染等及び海上災害の防 検査対 び 出 にこ 抑制 象設 航 ħ らの 行手引書及び二酸化炭素放出 献 備、 設 |備等に関する検査制 揮 発性 物質 放出防 正 止緊急措置手引書等、 |に関する法律の規定に 止 措置 度の H抑制指! 巨手引書、 企画 及び立 標の 二酸 大気汚: 基 よる 案 準 に の化 関設炭染海
- 船船 舶 に関関 関する原見 する 資源 ※子力の \mathcal{O} 有 利 効 用な 利 に関 用 けること。 \mathcal{O} 確 保に 関 すること。
- 九八七 及 び 海 立. 一案に :汚染等の 関 すること。 防 止に係 る外 国 船 舶 0 監督 に 関 す る 制 度 0 企

画

船 員 政 策 課 0 所 学事 務

- 第 百 案に関すること。 兀 船員 + 厄 に係 条 る事 船 員 務 政 に関 策課は、 でする基を 次に 本 的 掲 だげる事 な政 策に 務 をつ · つ 11 カコ て さどる。 0) 企 画 及び 立
- 0) 災 八害補 船員 所 掌に 低償、 0 属 労働条件、 するもの 船内規律 を除 安 並 全衛 び しに船員 単生その 手 帳 他 に 0) 労働 関すること 環 境、 福 金安 利 全政 厚 生 及 策 課び
- 船 員 災 (害防 止 協 会の 行う業務 E 関 けること。
- 四三 補 その 員 0 失業対 他 船 員 が策及び 0 労 務 船員の 0) 需 給 職 調 業の 整に関すること。 紹 介、 職業の 指 導、 職 業 0

余く。)。 乗組員に係るものに関すること(海技課の所掌に属するものを五 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の

国船舶の監督に関すること。
六 船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外

(外航課の所掌事務)

第百四十七条 外航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

び調整に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。 外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業の発達、改善及

すること(総務課及び安全政策課の所掌に属するものを除く。)、海運仲立業及び海運代理店業の発達、改善及び調整に関一 船舶貸渡業(内航海運業の用に供する船舶に係るものを除く

日本船: \mathcal{O} 寄港の特許に関すること。 舶 以外の船 舶につい 、 て 目 本各 湿間 0 運 送及 び 不 開 港場

四 海運に関する国際協定に関すること。

、内航課の所掌事務)

第

(百四十八条 内航課は、次に掲げる事務をつかさどる。)

と(他課の所掌に属するものを除く。)。 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関するこ

航路補助金に関すること。

る特別措置法の施行に関すること(道路局及び船員政策課の所二 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関す

(船舶産業課の所掌事務)

掌に属するものを除く。

第 百 兀 造 十 九条 船 に関する事 船 舶産業課は、 業の 発達、 次に掲げる事務をつかさどる。 改善及び調整 に関すること (総務

除く。)。 乗組員に係るものに関すること(海技課の所掌に属するもの五 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶

をの

六 船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外

(外航課の所掌事務)

玉

国船舶の

監督に関すること。

百四十五条 外航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

び調整に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業の発達、改善及

すること(総務課及び安全政策課の所掌に属するものを除く。)、海運仲立業及び海運代理店業の発達、改善及び調整に関一 船舶貸渡業(内航海運業の用に供する船舶に係るものを除く

への寄港の特許に関すること。 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不

海運に関する国際協定に関すること。

兀

(内航課の所掌事務)

第百四十六条 内航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

と(他課の所掌に属するものを除く。)。

一 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関するこ

二 航路補助金に関すること。

掌に属するものを除く。)。
る特別措置法の施行に関すること(道路局及び船員政策課の所三 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関す

(船舶産業課の所掌事務)

第百 匹 造 + 船 七条 に関する事 船産 産業課は、 業の 発 達、 次に 改善及び 掲げる事務をつかさどる 調整に関すること

務

開

港

場

 \mathcal{O} 属するも 及び船舶品のを除く。

- に属 増 船 するも 舶 改善及び調整に関すること 船 のを除く。 舶 用機関 · 用 品 \mathcal{O} 製 (海洋・ 造、 修 環境政策課の 繕 流 通 及び消 所 掌 費
- \mathcal{O} 用に供する鉱工業品その他船舶に係る鉱船舶並びに船舶用機関、船舶用品、造船 船舶並びに船舶用機関、 及び構築物の 産業標準に関すること。 に関 工 一業品 する施設、 鉱工業の設施設、船 技 舶

兀 に係る国際協力に関すること。

削 る

附 則

物 流 自 動 車 局 \mathcal{O} 所

事 務

0

第

の二において「再保険事業等」という。シュリー保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業(附則第二十四条保険事業のでの工に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償保障法の規 険特 五. 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとさ 当 分 条 別会計法の \mathcal{O} の間、 物 自 流 • 自 動 部を改正する法律 車 動車 損 害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再 一局は、 第十二条各号に (平成十三年法律第八十三号 掲げる事 務 \mathcal{O} ほ 保か

流 自 動 車 局 安全政 策課の所掌事務 \mathcal{O}

第二十四条の二 に か さどる。 掲げる事務 0 当分の 自動車局安全政策課は、 間、 再保険事業等に関する事務を 第百三十五条各号 0

海 事局 総務 課 0 所掌事 務 0 特

> 課 \mathcal{O} 属するも

- に属するもの 0 増 船 上進、 舶 改善及び調整に関すること 舶用 を除く。 F機関及び船が りるものを除り • 舶 用 品 \mathcal{O} 製 (海洋・ 造、 修 環境政 繕、 流 策課の 通 及び 消 所 掌 費
- 術 \mathcal{O} 用に供 船舶並びに船舶用機関、 及 び構築物の いする鉱工業品その他船舶に係る鉱立びに船舶用機関、船舶用品、造船 産業標準に関すること。 九品、 造船に関 工 業 品 する施設、 鉱 工 一業の 船 技 舶

兀 保る国 |際協力に関すること。

第 百 兀 条及 び 第 百 兀 九 条 削除

附 則

第 Ŧī. 自 動 車 局 自 \mathcal{O} 動 所 動車局は、 掌 事 務 0 第十二条各号に 例 掲げる事 務 \mathcal{O} ほ

業及び自動立 づく再保険関係及び保険関係に係る自動 法第一条の 第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同 会計法の一部を改正する法律 \mathcal{O} 間 自 動 車 規定による改正 車 保 損害賠償責任共 険 損害賠償保障法及び自動車 事 業等」 と |前の自動車損害賠 1 う。 済保険事業 (平成十三年法律第八十三号) に 関 損害賠 車 す (附則 /る事 損 害賠 僧保障法の規定に基 務 第二十四条の二に 償責任再 をつ 償責任再保険 カコ さどる。 保 険 附特 事 則別分

自 動 車 局 安 全政 気策課の 所 学事 務の 特例

第二十四 自 当 一分の 1動車 間、 局 安全政策課は、 再保険事業等に関する事務をつかさど 第百三十二条各号に

海 事 启 総務 課 0 所掌事 務 0 例

第二十 行う独語 \mathcal{O} 条 か 業務 さどる 第 五 項 のうち貸付契約及び保証契約に係る業務 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 分 立行政法人鉄道建設・分の間、独立行政法人条 海事局総務課は、 第二号 の業務及びこれに附帯する業務並び 人鉄 • ・運輸施設整備支入鉄道建設・運輸 第 百 兀 + 一条各 支援機構 輸 施 に関 設整備支援 する事 に同 法附則第 á 条第 事 務 機 務 五十構 を \mathcal{O} つ項 一のほ

海 事局安全政 策課

第二十 せつかさどる。 一十五条の二 海東 (の間、特定保険者交付金交付契約に関する事)、事局安全政策課は、第百四十四条各号に掲げ(課の所掌事務の特例) 十四条各号に掲げる 務

海 事局 海 • 環境 政 策 課 0 所掌事 務 \mathcal{O} 例

による有害物質 度 の施 0 げ る事務 企 五. 行の日 条 画 及び立 \mathcal{O} のほ の前 はか、船舶の再次海事局海洋・2 三覧 案に関する事務をつかさどる。 日までの間 表に関する基準 Bする基準の設定並びにこれに関する制2間、同法附則第五条及び第六条の規定2再資源化解体の適正な実施に関する法1・環境政策課は、第百四十五条各号に

海 事 局 内 航 課 \mathcal{O} 所 掌 事 0 特 例

カコ ごう独 第一項 さどる。 -六条 当 分の <u>\(\frac{1}{2} \) \(\frac{1}{2} \)</u> 立行政法-第 い 間、 三号 海 事 人鉄道 独 局 0 業務 八鉄道建設-内航 及び 課 詠は、 人鉄 運 第 れ 百四 に 附 + 帯 八 する業務 運輸施設整備 条各号に掲げる事 支援機構 に関 法附則 ける事 る事務 党 接機 務 を十構 \mathcal{O} のほ 0

> 第二 条 行 か、 一 独 当 か \mathcal{O} 業務の 十五 さどる 項 <u>T</u> 分 第二号 うち 一行政間 海 法 貸付契約及び保証契約に係る業務に関する事 事 公人鉄道建設 Ó 高 独 業務及びこれに附帯する業務 立 総務 **一行政** 課 公法人鉄 設 は、 運 第 輸施 道 百 建 兀 設・ 設 + 整 丘備支援 条 運 輸施 不各号に 並び 機 設 **胶整備支** 構 げる に同 法 附 条第 則 務 第 機 務 + を 構 五. \mathcal{O} つ項 一のほ

海 事局安全政 政策課の 所掌事務 0 例

第二十五 事 をつかさどる。 務 \mathcal{O} のほか、当分の日本条の二 海事日 海事局 間、 安全政策課は、 特定保険者交付金交付契約に関 第百 匹 + 一条各号に はする事 掲 げ 務 る

(海 事 海洋 環境 政 策 課 0 所 学事 務 0 例

第二十 に律掲 度 だげる事 よる有害物質 0) 企画 施行の日の 五. 条局 及び 務 \mathcal{O} \mathcal{O} <u>寸</u> ほ か、海 一案に関する事 前日までの 覧表に関する基準 事 船舶の , 海 洋・ 間 再 環境 務をつかさどる。 資源化解 同 法 政 附則 'n 策 体の 設定並び 課 あは、 第五 適正 第百 条及び第六条の こにこれ な実施に関する 匹 + 関 各号 する 規 制定法に

海 事 局 内 航 課 0 所 掌 事 務 0 特 例

行う独当 カゝ 条 第一 さどる。 -六条 一分の 項 立 (第三号 行 間、 政 海 以法 人 鉄 事 Ď 高 独 業務及び 立 内 <u>近</u>行政法 航 課 詠は、 ここれ 人鉄 • 第 百 運 輸施 道 . 附 建 匝 設. 2帯する業務に 設整備支援 |十六条各号に掲げる 運 |輸施設整 機構 関 はする事 法 備 附則 支援 事 務 第 機 務 構 を 0 0 一のほ

2		
Į		
)		
,		
S		
•		
r		
3		
7		
ر.		

9 気象分科会の庶務は、気象庁総務部において処理する。	9 気象分科会の庶務は、気象庁総務部において処理する。
る。8 航空分科会の庶務は、国土交通省航空局総務課において処理す	る。 8 航空分科会の庶務は、国土交通省航空局総務課において処理す
る。 7 港湾分科会の庶務は、国土交通省港湾局総務課において処理す	7 港湾分科会の庶務は、国土交通省港湾局総務課において処理す
る。 6 海事分科会の庶務は、国土交通省海事局総務課において処理す	る。 る。 6 海事分科会の庶務は、国土交通省海事局総務課において処理す
のについては、国土交通省	土交通省物流・
理する。ただし、道路運送及び道路運送車両に科会の底務に 国土交通省鉄道局総務調により	路運送及び道路運送車両に関交通省郵道局終務調において
蟹に延伸でするのである。 目に対抗に対抗で処理する。 観光分科会の庶務は、観光庁総務課において処理する。	蟹にど見て計でのであま、目にど前でます自己な時であった。 観光分科会の庶務は、観光庁総務課において処理する。
理する。	理する。
技術分科会	技術分科会
乙证正号部	国土 多通省縣名 西第月 多通 西第龍
を重体系分科会の服务定めるところにより処理	で通体系分科がの医療は、国上で通貨総合女育局で通定めるところにより処理する。
会及び気象分科会に係るものについては、次項から第九項までに	会及び気象分科会に係るものについては、次項から第九項までに
光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科	光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科
括し、及び処理する。ただし、交通体系分科会、技術分科会、観	括し、及び処理する。ただし、交通体系分科会、技術分科会、観
第九条 審議会の庶務は、国土交通省総合政策局総務課において総	第九条 審議会の庶務は、国土交通省総合政策局総務課において総
(庶務)	(庶務)
現	改正案
(傍線の部分は改正部分)	